



緑の基本計画について

第1章 はじめに

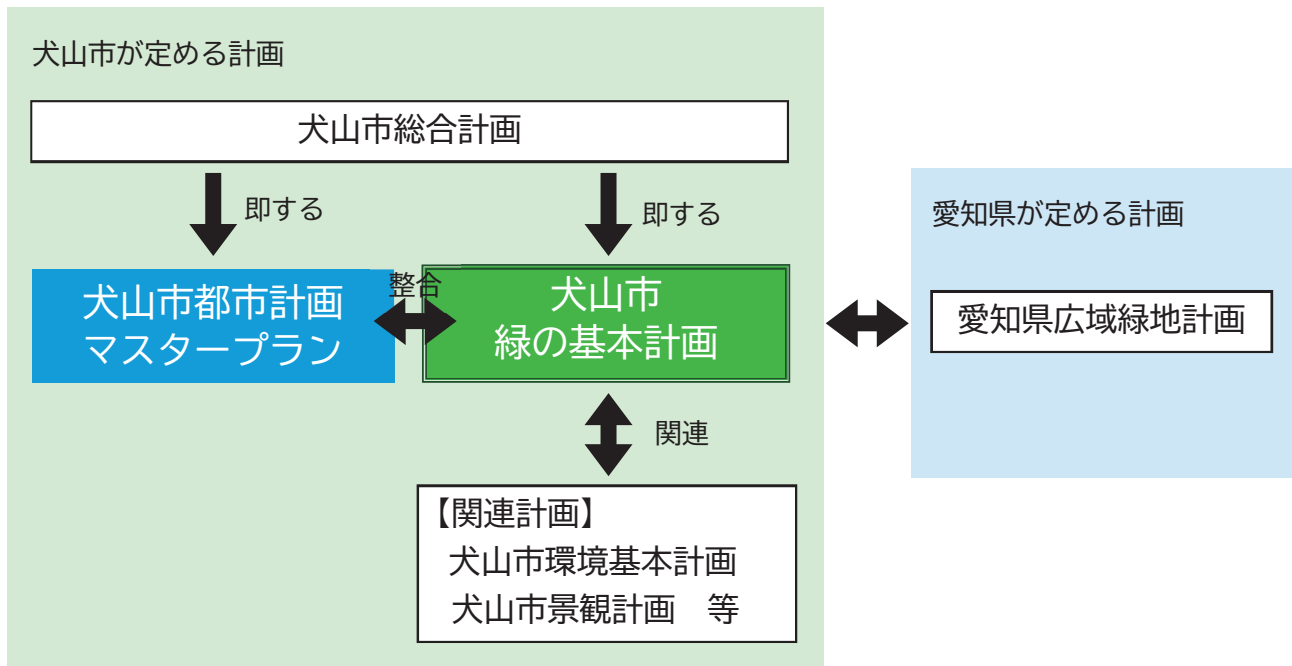
1 緑の基本計画とは

近年の環境問題に関する関心の高まりや自然とのふれあいに対する国民のニーズに応え、都市における良好な生活環境を形成するためには、一定の目標の下に、都市公園の整備、特別緑地保全地区の決定など都市計画制度に基づく施策と、民間建築物や公共公益施設の緑化、緑地協定、ボランティア活動、各種イベントなど都市計画制度によらない施策や取組みを体系的に位置づけ、官民連携の下、計画的かつ系統的に緑地の保全・創出を図ることが必要です。

緑の基本計画制度は、地域の実情を十分に勘案するとともに、施設の管理者や住民などの協力を得つつ、官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組みを総合的に展開することを目的として、住民に最も身近な地方公共団体である市区町村が総合的な都市における緑に関するマスタープランとなる基本計画を策定できることとしたものです。（都市緑地法運用指針令和3年（2021年）8月3日改正）

2 計画の位置づけ

緑の基本計画の位置づけを以下に示します。





3 対象となる緑と計画期間

1) 対象となる緑

本計画で対象となる緑は、公園緑地などの公共施設の緑、街路樹、水面や水辺の緑、農地や森林に加え、都市にうるおいを与える民間施設や住宅地など私有地の緑を含みます。

また、農地や森林などは、私有地の緑としてだけでなく、地域の貴重な資源として公共的な緑として位置づけられます。



水辺の緑（犬山城周辺）



公共施設の緑（市役所）



河畔の緑（木曽川）



民間施設の緑（工場緑化）



住宅地の緑



森林の緑（八曾）



公園緑地



街路樹



農地

2) 計画期間

緑の基本計画は、「犬山市都市計画マスタープラン」との整合を図るため、令和5年度（2023年度）から8年後の令和12年度（2030年度）までを計画期間とします。

4 上位計画

1) 第6次犬山市総合計画

第6次犬山市総合計画は、長期的な市政の方向性を示し、市民と行政が主体的かつ計画的に取り組みを進め、持続可能なまちを実現するために、3つの役割（「市の最上位計画であり、犬山市政の道しるべとなる“市政の羅針盤”」「市民の参画と行政との協働による“まちづくりの行動指針”」「計画的なまちづくりの達成状況を測る“進行管理の基準”」）を担うものです。

■基本構想

【まちの将来像】

水と緑と伝統
みんなつながり みんなうるおう
豊かさ実感都市 犬山

【まちづくりの基本目標】

- ◆基本目標1 誰もが育ち、楽しみ、活躍できるまちへ
- ◆基本目標2 産業が栄えるまちへ
- ◆基本目標3 人にも地球にもやさしいまちへ

【計画の実現に向けて（3つの取り組み）】

- ◆賢い行財政運営
- ◆市民の参加と交流、協働の推進
- ◆シティプロモーションの実施

【人口の目標（「犬山市人口ビジョン」より）】

令和5年（2023年）3月に策定した「犬山市人口ビジョン」では、このまま何も手を打たなければ、犬山市の人口は、令和2年（2020年）の73,090人から令和42年（2060年）には約51,000人に減少するとされていますが、出生率の向上や社会移動率の改善によって人口減少を抑制することで、令和42年（2060年）の目標人口を60,000人としています。

人口減少抑制に向けた取り組みは、すぐに効果が出るものばかりではないため、中長期的な視点を持って令和22年（2040年）における目標人口を66,500人とし、そこから逆算して計画期間の最終年度である令和12年（2030年）における目標人口を69,818人としました。

令和12（2030）年 目標人口 **69,818人**



【将来の都市構造（土地利用）】

目指す都市の全体像

市全体を3つのゾーン（生活交流ゾーン、水と緑の保全・活用ゾーン、暮らしと自然が調和したコミュニティ形成ゾーン）に区分し、各ゾーンの特性を活かした土地利用を進めます。

将来に向けて、まちと市民にさらなる豊かさをもたらす源を形成するため、「都市形成軸」を設定します。

6つのエリア（拠点）を設定し、新たな施設整備や高度利用を促進するなど、重点的な土地活用を計画的に進めます。



■図 土地利用基本構想イメージ

土地利用の考え方

「目指す都市の全体像」の実現に向けて、以下のような土地利用の考え方を基に、各エリアにおける土地利用を進めます。

- 社会資本ストックを有効に活用し、地域の特性に合わせた利便性の高い集約型都市の形成を促進します。
- 市内外の人たちが交流を育むことのできる都市拠点づくりを促進します。
- 将来にわたって、住んでいる人たちの暮らしが持続できるよう、公共交通など地域の「足」の確保を図るとともに、鉄道駅周辺においては、公共交通機関や自転車等との接続を改善し、利便性の向上を図ります。
- 周辺環境や地域特性に配慮した経済活動の場を誘導します。
- これまで守り、育ててきた歴史的資産や自然環境の保全と活用を図り、人の暮らしと自然が共生する環境づくりに努めます。
- 市街化区域内の低・未利用地は新たな活用を促進します。
- 市街化調整区域内の優良農地の保全及び適切な活用を努めます。

2) 愛知県広域緑地計画

愛知県広域緑地計画は、愛知県が一市町村を越えた広域的な見地から、県内の緑に対する考え方、目標、緑の施策などを示しており、市町村が策定する『緑の基本計画』の指針となっています。

■ 計画の理念

- ・ 緑は、生物多様性の保全、都市環境の改善、防災・減災、レクリエーション、景観形成など、極めて多くの機能を有し、私たちの暮らしはその恩恵の上に成り立っています。また、緑は、人々の五感に働きかけ、ストレス軽減や癒しなど心理面に作用する機能があることも知られており、私たちの生活と深くかかわり、欠くことのできない存在です。
- ・ これまでは、緑の量の拡大を重点的に進めてきたところですが、これからは、緑の多様な機能が最大限に発揮できるように適切なメンテナンスを行うことや、緑の多様性を維持するための配慮を行うなど、目的に応じて緑の「質」を高めていくことが求められています。
- ・ また、地域の特性にあわせて、多様な主体との連携や協働を充実させて、良好な緑を活用し、魅力的なまちづくりを進めていく視点も重要となってきます。
- ・ そこで、計画の理念を、「緑の質を高め」、「多様な機能を活用」し、良好な生活環境や健康的な暮らし（「豊かな暮らし」）の基盤（「支える」）となる緑を多様な主体と共に連携・協働し、活用していく取組みの推進（「あいちの緑づくり」）を目指し、以下の通りとします。

（計画の理念）

豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり

～緑の質を高め 多様な機能を活用～

■ 3つの緑の基本方針

いのちを守る緑

～基本方針1～

緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり

- 人にとっても生き物にとっても「緑」は欠かせない存在であることの共通認識を図り、緑を育む行動へと結びつけます。
- 都市づくりと連携しながら、緑が有する防災・減災機能を発揮し、私たちの安全・安心な暮らしを確保します。
- 水と緑のネットワークの形成と生物多様性の確保に向けた取組をさらに推進し、都市に暮らす私たちが、自然にいきる生き物とともに快適に暮らせるよう、まちと自然が調和した持続可能な都市の緑づくりを目指します。

暮らしの質を高める緑

～基本方針2～

良好な生活環境とQOL（生活の質）を高める緑の空間づくり

- 多様なニーズやライフスタイルがある中で、緑により誰もが居心地が良い空間を創出し、県民の生活の質の向上に資する緑づくりを進めます。
- 心身の健康にとって必要となる自然との触れ合いの場や、公園などのオープンスペースの充実を図ります。
- 四季の移ろいを感じられる花と緑の活用や、自然を身近に感じられる場の創出を図り、風情があり安らぐ緑の空間づくりを進めます。

交流を生み出す緑

～基本方針3～

多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり

- 交流を通じてコミュニティを醸成し、県民の暮らしに彩りを添えることのできる緑の創出と活用を進めます。
- 愛知らしい固有の緑を効果的に活用・PRすることで、地域の特色を活かした魅力向上を図ります。
- 多様な主体が相互にコミュニケーションを図りながら連携・協働し、緑の魅力やポテンシャルを引き出す緑づくりを目指します。

（出典：愛知県広域緑地計画）

5 国等の動向

1) 都市緑地法等の一部を改正する法律

公園緑地などのオープンスペースは、良好な景観や環境、賑わいの創出などうるおいのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものであり、また、災害時の避難場所としての役割も担っています。

都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。

このように、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り生かしながら保全・活用していくため、都市緑地法等の一部を改正する法律及び関係政省令が、平成 29 年（2017 年）6 月 15 日に施行されました。（一部については平成 30 年（2018 年）4 月 1 日施行）



■図 都市緑地法等の一部を改正する法律の概要

（出典：国土交通省ウェブサイト）

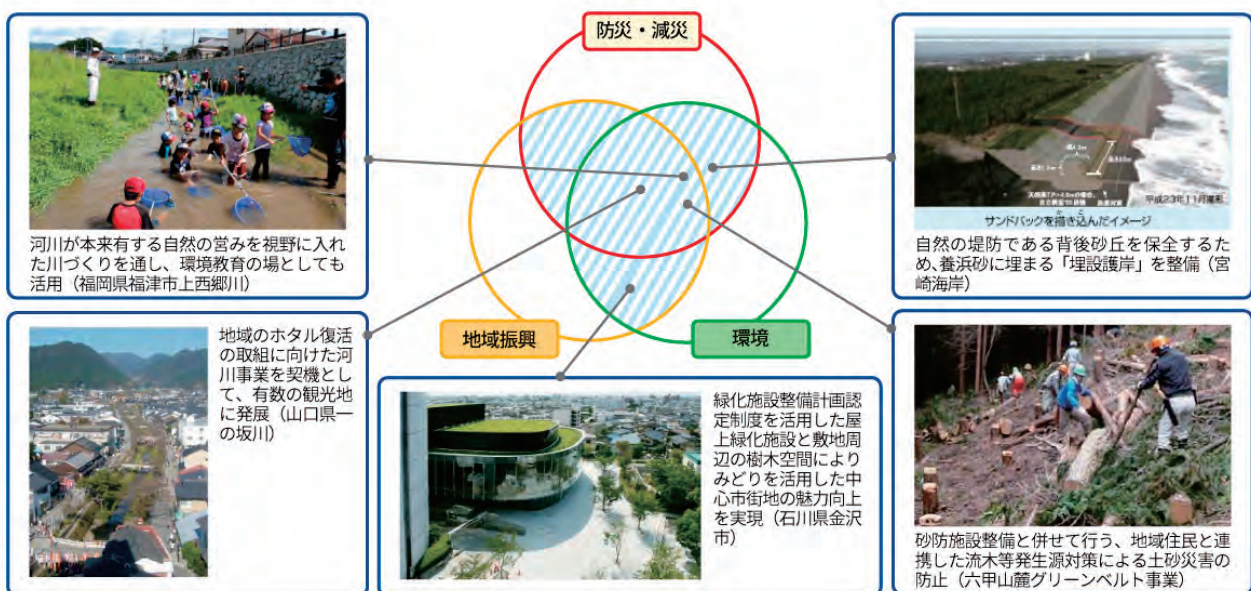
2) グリーンインフラの推進

平成 27 年（2015 年）に閣議決定された国土形成計画及び第 4 次社会資本整備重点計画では、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組みを推進することが盛り込まれました。

グリーンインフラは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを推進する取組みです。

グリーンインフラの推進は、後述する SDGs（持続可能な開発目標）の目標達成にも貢献するものと期待されています。

本市においても、グリーンインフラの概念を踏まえた社会資本整備を推進していきます。



■図 グリーンインフラの考え方と事例

（出典：国土交通省ウェブサイト）

3) 新型コロナウイルス感染症の拡大

令和 2 年（2020 年）1 月に国内で新型コロナウイルスの感染者が確認されて以降、人々の生活様式が大きく変化しました。現在も、拡大と収束を繰り返し、依然として“密”を回避した行動が求められる状況にあります。



（出典：国土交通省ウェブサイト）

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、まちづくりの方向性が変化し、ゆとりのあるオープンスペースや、グリーンインフラとしての緑の重要性が再確認されました。



4) SDGs (持続可能な開発目標)

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成 27 年 (2015 年) の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられ、令和 12 年 (2030 年) を達成年限とし、17 のゴール (目標) と 169 のターゲットから構成されています。



■図 SDGs の 17 の目標

(出典：国際連合広報センターウェブサイト)

第2章 緑の現況特性の把握

1 自然的条件

1) 位置及び面積

本市は、愛知県の最北端に位置し、北は木曾川を隔てて岐阜県各務原市・坂祝町、東は岐阜県可児市・多治見市、南は小牧市・春日井市と西は扶桑町・大口町と隣接しています。

行政面積は7,490ha、市街化区域面積は1,057ha、市街化調整区域面積は6,433haとなっており、行政区域の約14%が市街化区域、約86%が市街化調整区域となっています。



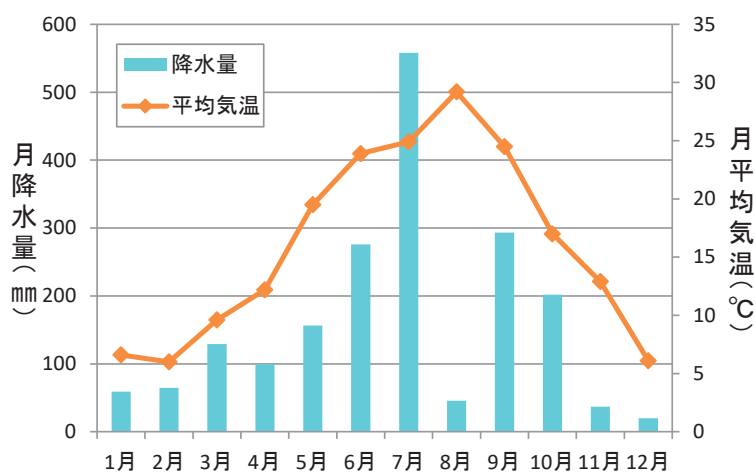
■図 犬山市の位置

2) 気象

本市の気候は太平洋気候区に属しており、比較的温暖で年間を通じて快晴の日が多く、特に冬季には晴天が続き降雪日は極めて少ないですが、北西からの強い季節風（伊吹おろし）が吹きます。

令和2年（2020年）における統計では、平均気温は2月が最も低く、8月が最も高くなっています。

平均降水量は7月が最も多くなっています。



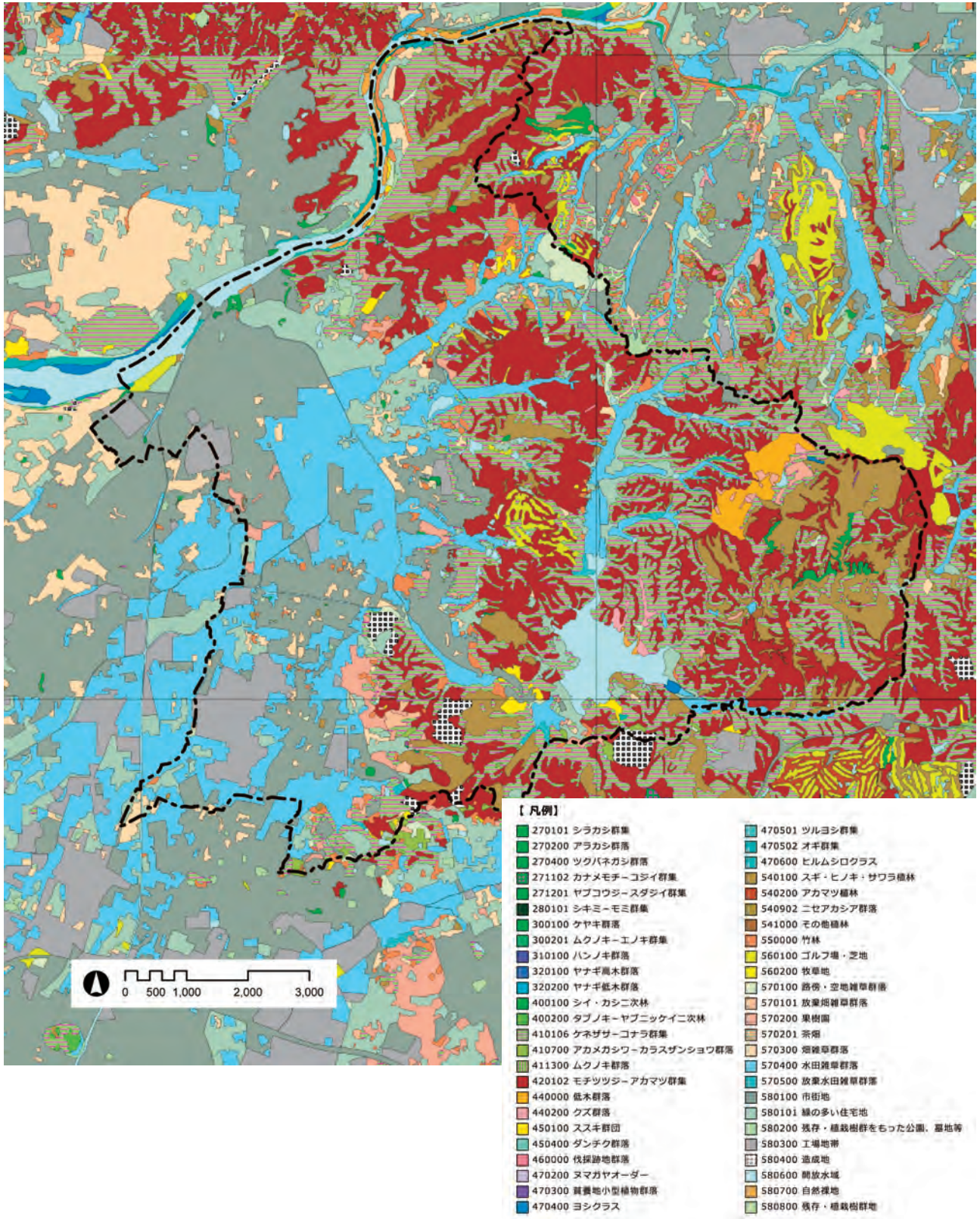
■図 本市の気象（令和2年）

（資料：犬山市）



3) 植生

本市の現存植生の分布は、丘陵部の大部分にモチツツジ-アカマツ群落やケネザサ-コナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林が広がっています。また、平地部の市街地には、水田雑草群落広がっています。



■図 現存植生図
(資料：環境省「自然環境保全基礎調査植生調査」を基に作成)

4) 生物多様性

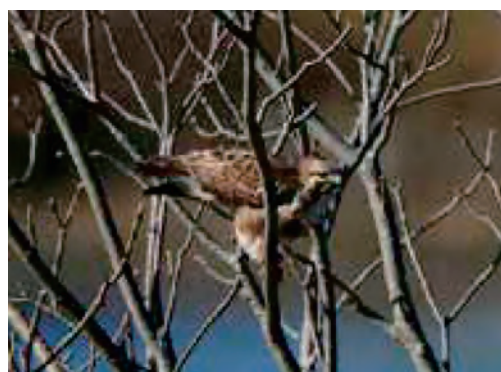
本市は、木曾川がつくる扇状地の扇頂部にあたり、市西部は木曾川の沖積低地とこれに続く段丘からなり、市東部は丘陵や山地で構成されています。さらに丘陵地域から沖積低地に至る地域には多くのため池が分布するなど、複雑かつ特徴的な地形が形成され、多様な動植物の生息・生育環境となっています。

市内では、国指定天然記念物ヒトツバタゴ自生地やシデコブシ、マメナシなどの植物をはじめ、ウシモツゴなどの魚類、ギフチョウ、ハッチョウトンボなどの昆虫類、イカル、ミゾゴイ、サンコウチョウ、ノスリなどの鳥類など希少な動植物の生息・生育が確認されています。

一方、オオクチバスやブルーギル、ヌートリア、オオキンケイギクなどの特定外来生物が増加しており、地域固有の生物や生態系にとって大きな脅威となっています。



天然記念物ヒトツバタゴ自生地



ノスリ

(出典:愛知県鳥類生息調査(1967-2016))



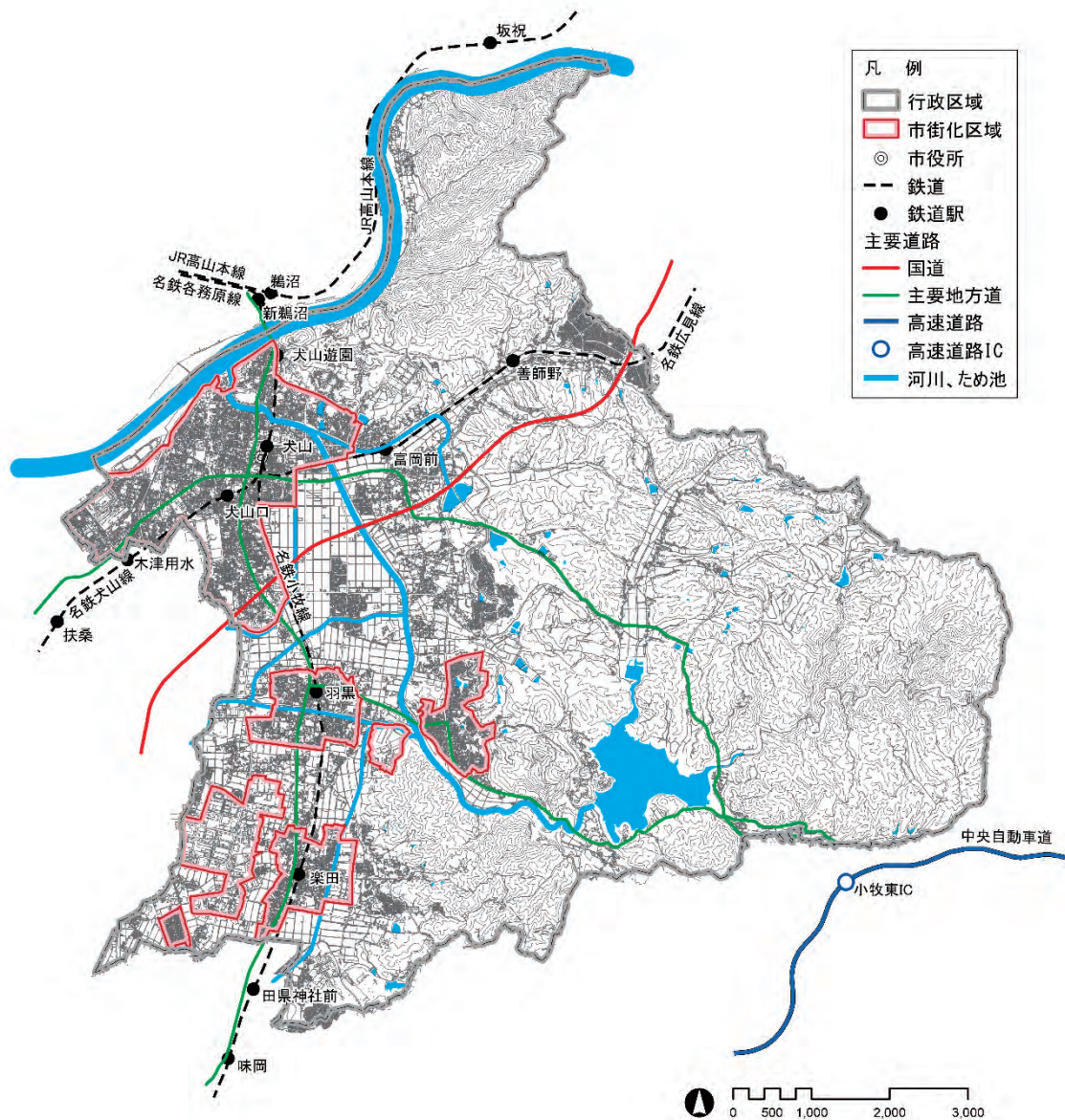
5) 水系

本市には、1級河川として、木曾川、郷瀬川、新郷瀬川、合瀬川、五条川、薬師川、半ノ木川が流れています。

その中でも木曾川は名勝に指定されており、鶺鴒でも有名です。また、郷瀬川、新郷瀬川、合瀬川、五条川では美しい桜並木が楽しめる魅力的な親水空間となっています。

ため池は全国でもトップクラスの規模を誇る入鹿池を始めとして、農業用ため池が132箇所が存在します。

これらのため池は、農業面だけでなく、その周辺では里山としての良好な自然環境が形成され、多様な生物が生息する貴重な自然空間となっており、中島池ではビオトープが整備されています。ただし、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池に指定されているため池が69箇所あります。



■図 水系図

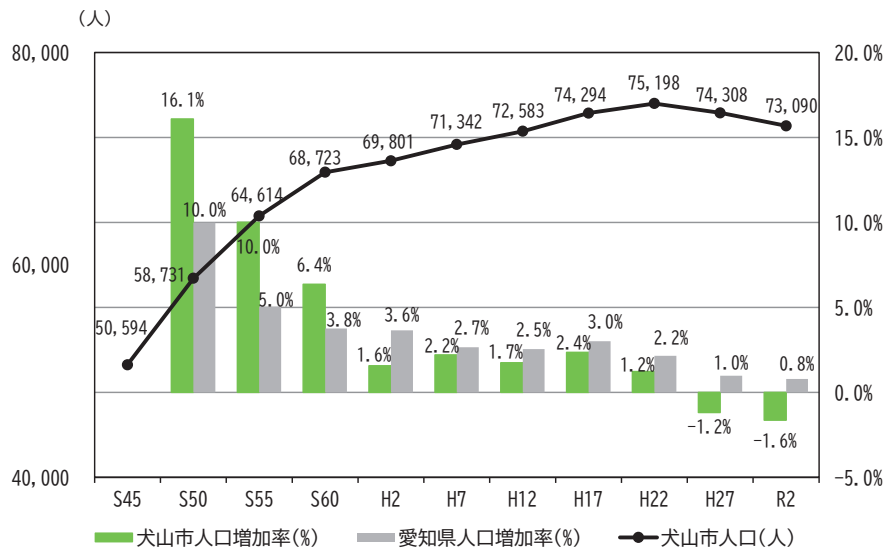
(資料：犬山市、都市計画基礎調査、国土数値情報)

2 社会的条件

1) 人口

①人口の推移

- ・令和2年（2020年）の国勢調査による本市の人口は73,090人、世帯数は29,453世帯です。
- ・人口は、増加率が鈍化しながらも増加を続けていましたが、平成21年（2009年）をピークに減少に転じています。

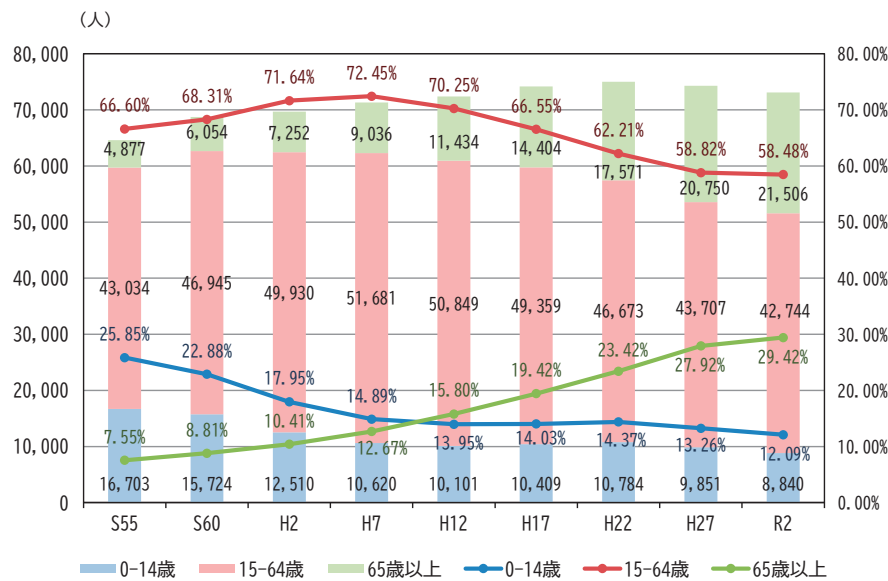


■図 人口の推移

(資料：国勢調査)

②年齢3区分別人口の動向

- ・生産年齢人口（15～64歳）は昭和55年（1980年）から増加傾向にありましたが、平成7年（1995年）をピークに減少に転じています。
- ・また、少子高齢化が進行しており、特に高齢化率では、令和2年（2020年）時点での数値（29.4%）は、愛知県平均（25.3%）、全国平均（28.6%）を上回っています。



■図 年齢3区分別人口・割合の推移

(資料：国勢調査)



2) 土地利用

本市の土地利用において、森林が約 45%を占め、農地が約 12%、河川等が約 7%となっており、約 6割が水と緑に包まれています。一方で、平成 23 年（2011 年）からの 10 年間で宅地や道路が増加し、農地と森林を合わせると 77ha が減少しています。

■表 土地利用面積

	行政面積 (ha)	農地 (ha)	森林 (ha)	水面・河 川・水路 (ha)	道路 (ha)	宅地 (ha)	その他 (ha)
平成 23 年	7,497	941	3,414	496	457	1,174	1,015
令和 2 年	7,490	896	3,382	497	446	1,192	1,078
	行政面積に 対する割合	12.0%	45.1%	6.6%	6.0%	15.9%	14.4
増減	-7	-45	-32	1	11	18	63

(資料：愛知県土地に関する統計年報)

3) 歴史文化

古代から小集落が発展し、東之宮古墳や青塚古墳などの古墳が残されています。戦国時代には織田氏の所領となり、江戸時代には尾張藩付家老である成瀬氏の城下町として発展し、国宝犬山城とともに当時の町割りが現在も見られます。

本市の北を流れる木曾川の一部は名勝に指定されており、1300 年の歴史を誇る木曾川鶺鴒も行われています。東部の丘陵地は緑豊かな里山が広がり、国指定天然記念物ヒトツバタゴ自生地や世界かんがい施設遺産に登録された入鹿池が所在します。

4) 観光

本市は、江戸時代に尾張藩付家老である成瀬氏の城下町として発展し、現存する最古の木造天守といわれる国宝犬山城天守とともに、「総構え」と呼ばれる特徴的な城郭構造の当時の町割りを残す町並みや町屋、武家屋敷などの伝統的建築物が残されています。

また、名勝木曾川の鶺鴒、国宝茶室如庵、犬山焼、犬山祭、石上祭や大縣神社の豊年祭を始めとする地域の祭礼行事など、数多くの歴史文化資源が残されています。

さらに、高度経済成長期以降のレジャーブームに対応すべく、日本モンキーパークや博物館明治村、野外民族博物館リトルワールドなどが開園し、レクリエーションや文化・学術の拠点として親しまれています。

市域の東部は飛騨木曾川国定公園に指定されている自然豊かな山林であり、南部には八曾自然休養林、尾張富士、入鹿池、本宮山などの自然レクリエーション空間が広がっています。

本市の観光入込客は令和元年（2019年）に563万人で、近年はほぼ横ばいで推移していましたが、令和2年（2020年）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて激減しました。

なお、最も入込客数が多いのは成田山名古屋別院で、例年150万人を超える来客があります。このほか、犬山城、大縣神社、博物館明治村、日本モンキーパーク、リトルワールド、犬山祭に例年40万人以上の入込客があります。

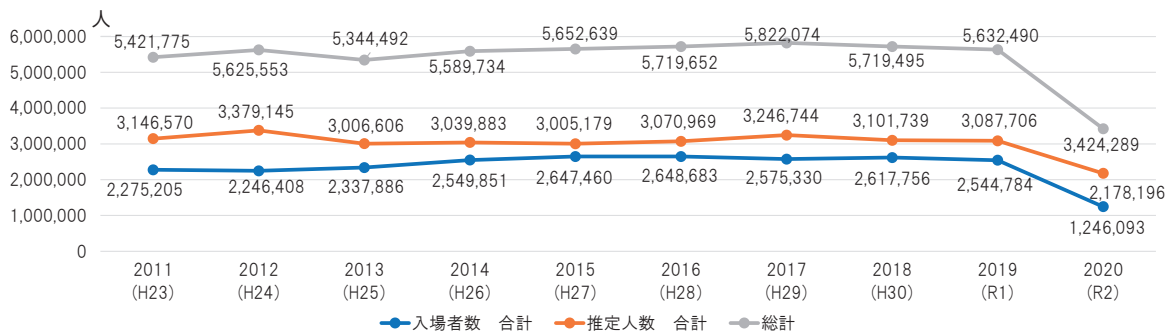


図 歴年観光入込客数

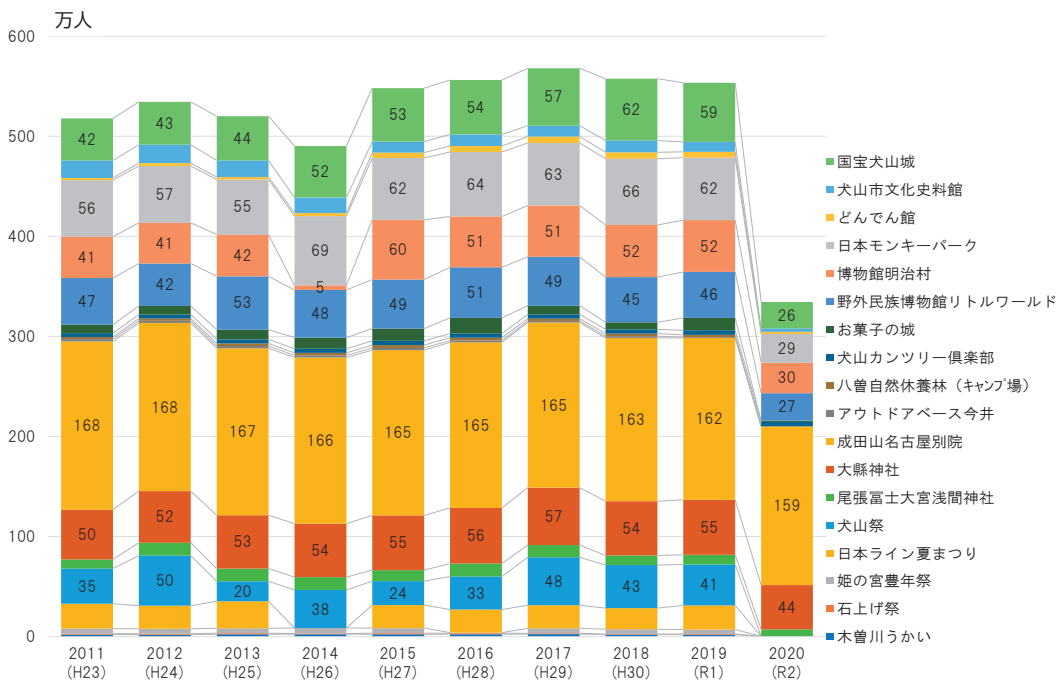


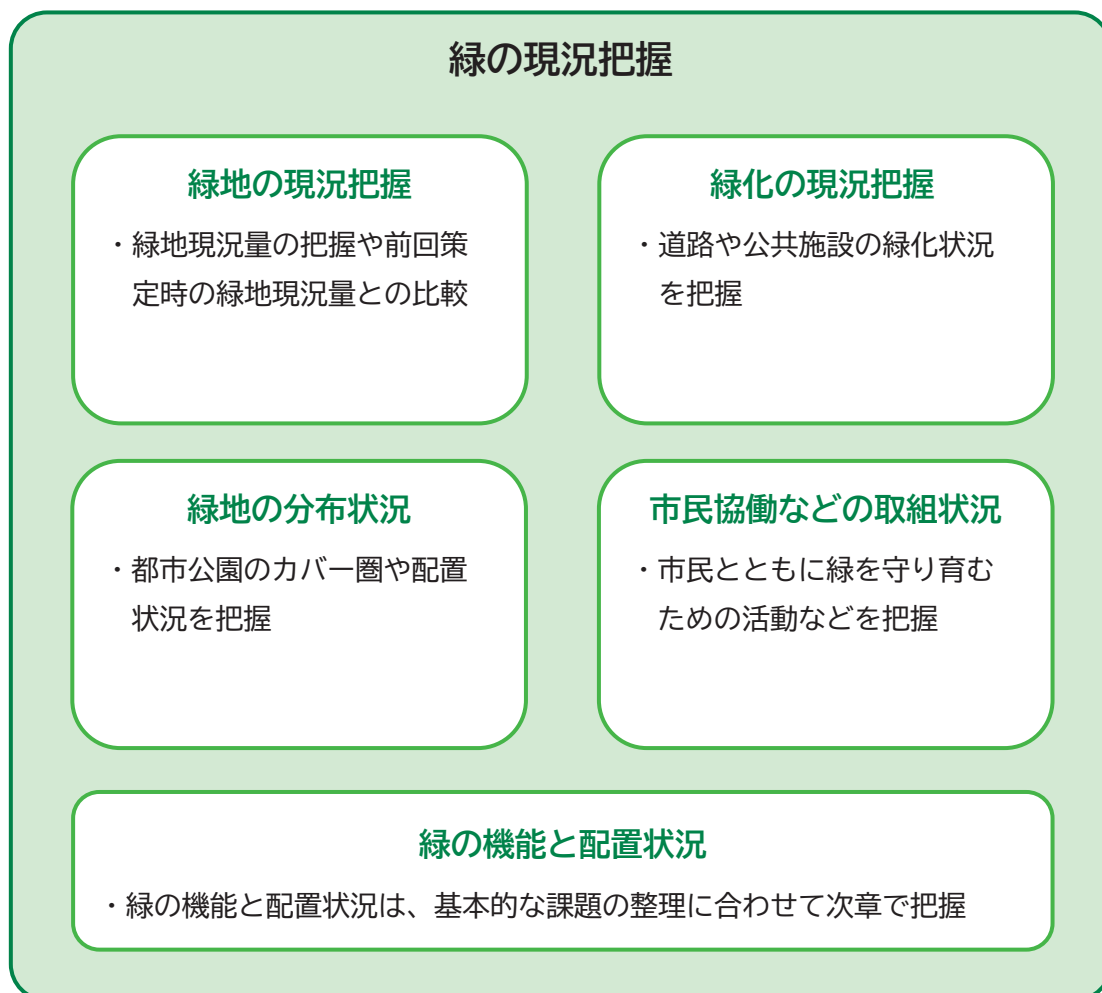
図 歴年観光入込客数

(資料：犬山市)



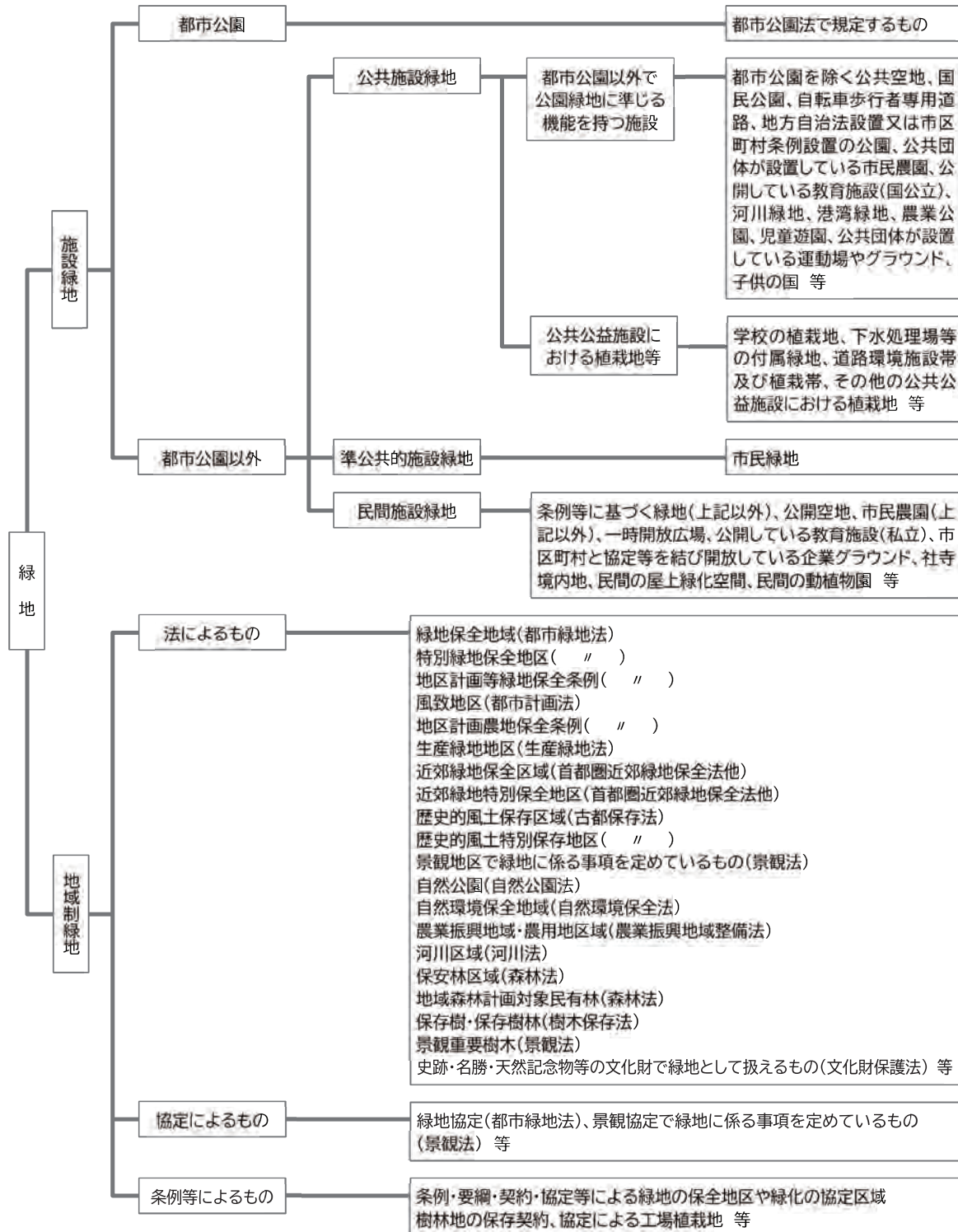
3 緑の現況把握

「緑地の現況把握」、「緑化の現況把握」、「緑の分布状況」、「市民協働などの取組状況」、「緑の機能と配置状況」の5項目を対象に調査を実施し、本市の緑の現況を把握します。



1) 緑地の現況把握

緑地とは、樹林地、水辺などのうち、公園や広場など、一般に利用できる施設として確保されている土地の区域（施設緑地）や法律や条例、協定などに基づく制度によって、土地利用や開発などが制限されている土地の区域（地域制緑地）を指します。



■図 緑地の分類図

(出典：緑の基本計画ハンドブック令和3年改訂版)



①緑地現況量

- ・施設緑地、地域制緑地の現況面積の結果から緑地現況量を整理します。なお、一部の面積は、令和元年（2019年）12月撮影の航空写真を基にGIS上で求積しています。

■表 緑地現況量

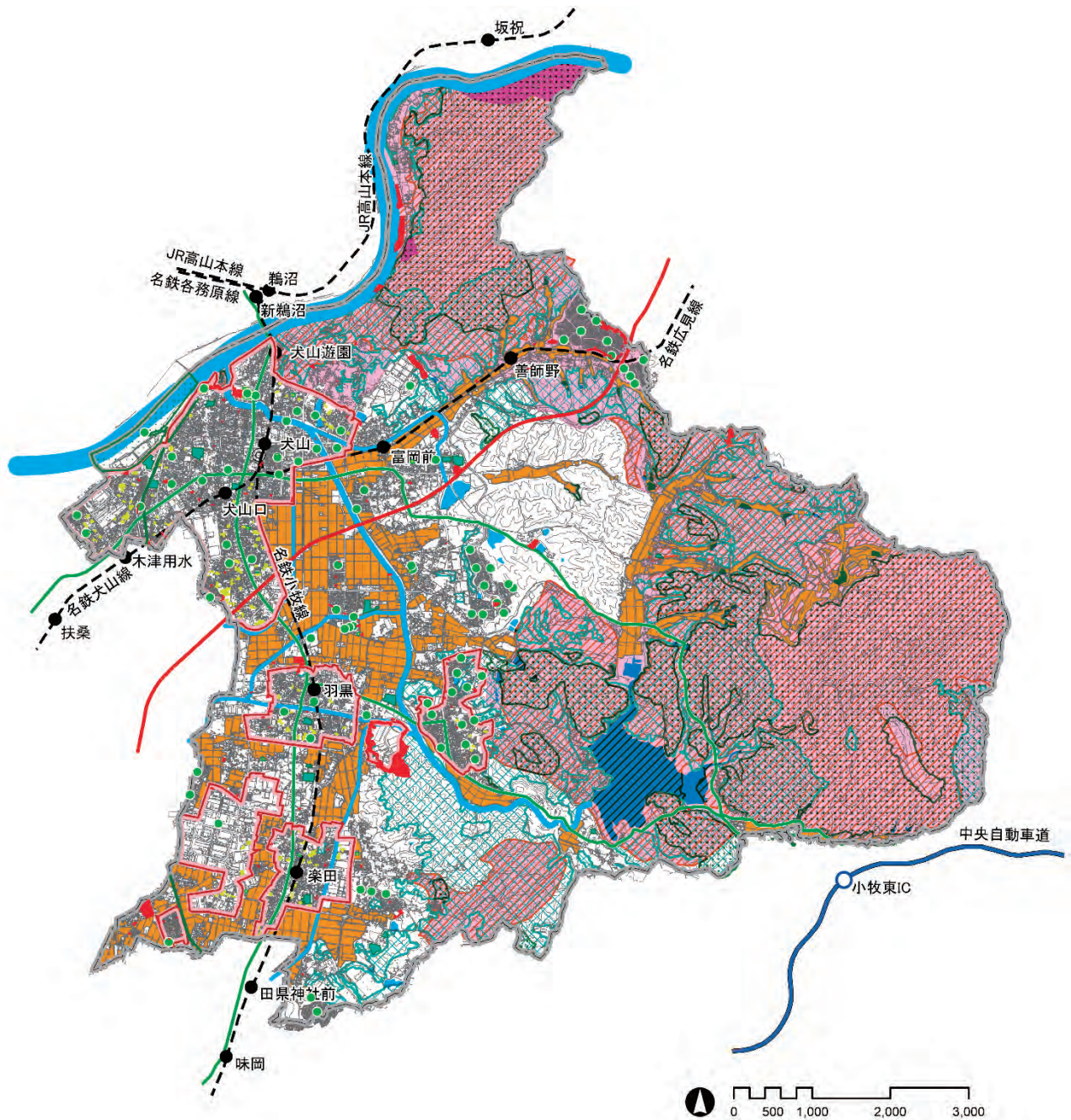
		面積 (ha)	備考
施設緑地	都市公園	43.1	
	公共施設緑地	62.6	
	民間施設緑地	186.9	
	小計	292.6	
地域制緑地	法によるもの	生産緑地地区	19.0
		その他法によるもの	9,843.9
	条例等によるもの	0	
	地域制緑地間の重複	-5,039.6	
	小計	4,823.3	
施設緑地と地域性緑地間の重複		-178.3	
合計		4,937.6	

■表 公共施設緑地内訳

名称		面積 (ha)	備考
に準じる機能を 持つ施設	条例公園	1.7	
	その他の公園	2.3	
	児童遊園	0.6	
	広場	3.2	
	ちびっこ広場	2.1	
	ポケットパーク	0.1	
	市民農園等	0.2	
	河川緑地	4.6	
	緑地	15.8	
	その他の公共空地	3.3	
小計		33.9	
おける植栽地 に	市役所その他の植栽地	10.1	敷地面積 5,000 m ² 以上の 施設の緑化面積
	学校運動場	16.7	
	保育園等園庭	1.9	
小計		28.7	
合計		62.6	

■表 民間施設緑地内訳

名称	面積 (ha)	備考
社寺境内地	36.8	
遊園地等	52.9	
屋外レクリエーション施設	95.7	
開放グラウンド	1.1	
市民農園	0.4	
小計	186.9	



■ 図 緑地現況図

(資料：犬山市、都市計画基礎調査、国土数値情報)



●施設緑地

<都市公園>

- ・住区基幹公園では、地区公園 2 箇所、近隣公園 4 箇所、街区公園 68 箇所、合計 74 箇所が整備されています。街区公園 68 箇所のうち 28 箇所、5.27ha が都市計画決定されています。
- ・また、河川敷緑地 46.0ha が都市計画決定されており、約 12.0ha が供用されているほか、都市緑地 3 箇所、都市林 1 箇所、緑道 1 箇所が整備されています。
- ・都市公園の誘致圏を見ると、市街化区域のうち犬山・犬山口駅周辺や楽田駅周辺に誘致圏外の区域が存在します。
- ・平成 22 年（2010 年）以降の 10 年間では、街区公園、近隣公園、地区公園がそれぞれ 1 箇所ずつ（計約 6 ha）整備されています。
- ・なお、都市公園整備については、人口一人当たり都市公園面積が約 1 m²/人増加するとともに、都市公園誘致圏の人口カバー率も約 10%上昇しており、身近に公園が立地する環境の確保が進んでいます。

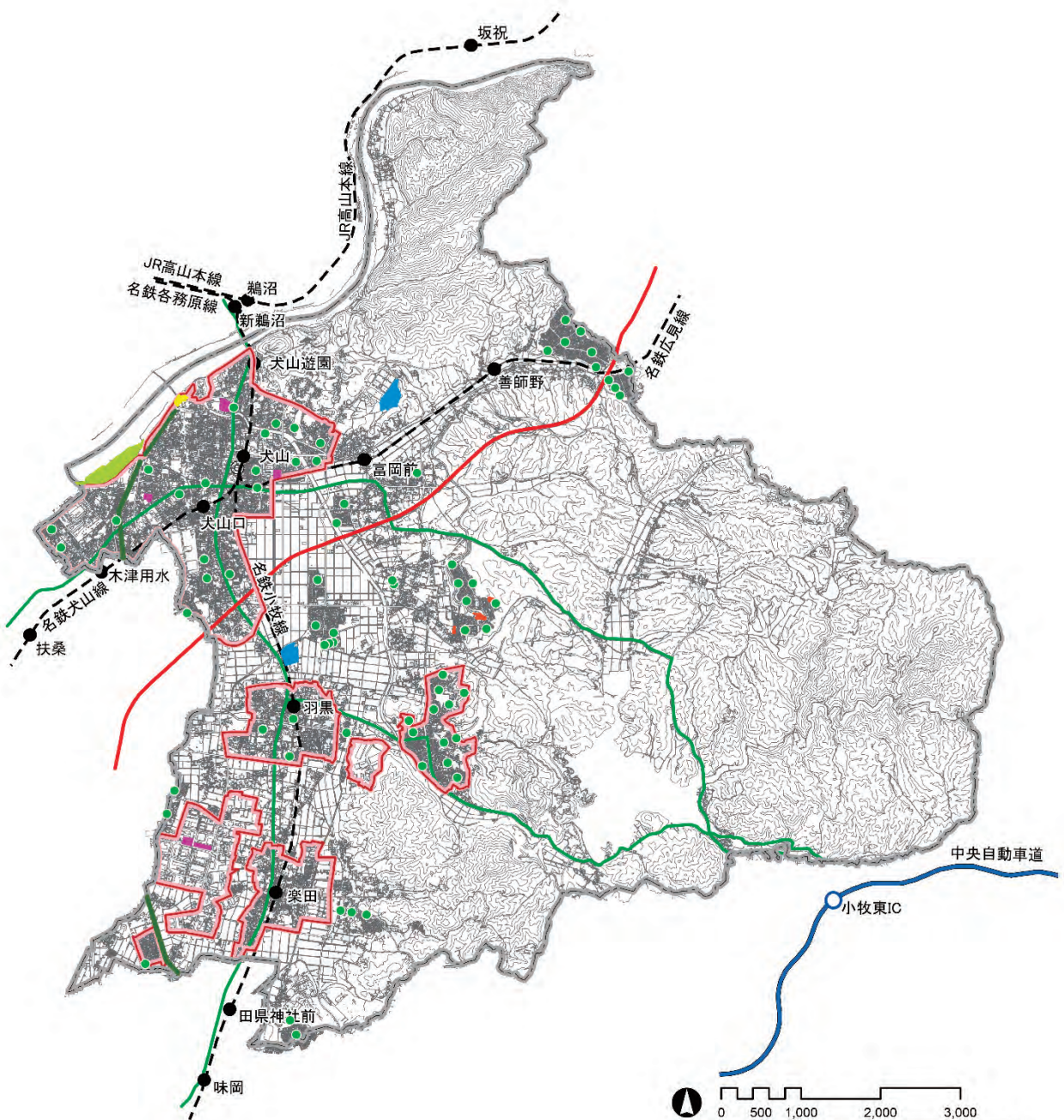
■表 都市公園の整備状況

種別	都市計画決定		供用開始（2020 年）		供用開始（2010 年）		差分		
	箇所数	面積（ha）	箇所数	面積（ha）	箇所数	面積（ha）	箇所数	面積（ha）	
住区基幹公園	街区公園	28 箇所	5.27	68 箇所	10.34	67 箇所	10.20	1 箇所	0.14
	近隣公園	4 箇所	7.00	4 箇所	7.00	3 箇所	4.90	1 箇所	2.10
	地区公園	2 箇所	8.90	2 箇所	8.50	1 箇所	4.70	1 箇所	3.80
	住区基幹公園計	34 箇所	21.17	74 箇所	25.84	71 箇所	19.80	3 箇所	6.04
都市基幹公園	0 箇所	0.00	0 箇所	0.00	0 箇所	0.00	0 箇所	0.00	
大規模公園	0 箇所	0.00	0 箇所	0.00	0 箇所	0.00	0 箇所	0.00	
特殊公園	0 箇所	0.00	0 箇所	0.00	0 箇所	0.00	0 箇所	0.00	
河川敷緑地	1 箇所	46.00	1 箇所	12.02	1 箇所	12.02	0 箇所	0.00	
都市緑地	3 箇所	0.90	3 箇所	0.90	3 箇所	0.90	0 箇所	0.00	
都市林	1 箇所	0.90	1 箇所	0.90	1 箇所	0.90	0 箇所	0.00	
緑道	1 箇所	4.20	1 箇所	3.43	1 箇所	3.43	0 箇所	0.00	
計（緑道含む）	40 箇所	73.17	80 箇所	43.09	77 箇所	37.05	3 箇所	6.04	

※供用開始の時点は、3月末。

■表 都市公園整備の進捗状況

項目		基準値	現状値	進捗状況
都市公園	人口一人当たりの都市公園面積	4.93 m ² /人 (2010 年 12 月末)	5.90 m ² /人 (2020 年 3 月末)	0.97 m ² /人増加
	都市公園誘致圏の人口カバー率	47.92% (2010 年 12 月末)	57.84% (2020 年 3 月末)	9.92%上昇



凡例

● 街区公園	□ 行政区
■ 近隣公園	□ 市街化区域
■ 地区公園	◎ 市役所
■ 河川敷緑地	● 鉄道駅
■ 都市緑地	— 主要道路
■ 都市林	— 国道
■ 緑道	— 主要地方道
	— 高速道路
	○ 高速道路IC

■ 図 都市公園

(資料：犬山市、都市計画基礎調査、国土数値情報)



<公共施設緑地（都市公園以外）>

- ・都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設には、ちびっこ広場、児童遊園、ポケットパーク等があり、合計で 71 箇所整備されています。
- ・また、市役所その他の植栽地や学校運動場、保育園等園庭など約 28.7ha が緑化されています。

■表 都市公園以外で公園緑地に準ずる施設の整備状況

項目	箇所数	面積 (ha)
ちびっこ広場	60 箇所	2.1
児童遊園	7 箇所	0.6
ポケットパーク	4 箇所	0.1
計	71 箇所	2.8

<民間施設緑地（都市公園以外）>

- ・民間施設緑地としては社寺境内地が、市街地内の身近な緑、貴重なオープンスペースとして、良好な樹林地、歴史的風土を有する緑地となっています。
- ・その他には、自然に親しみながら遊べる空間として、日本モンキーパークや明治村といったレジャー施設やキャンプ場などがあります。

■表 民間施設緑地の配置状況

項目	面積 (ha)
社寺境内地	36.8
遊園地等	52.9
屋外レクリエーション施設	95.7
開放グラウンド	1.1
市民農園	0.4
計	186.9

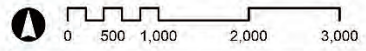
●地域制緑地

<法によるもの>

- ・農用地区域（889ha）は、名鉄小牧線の東側、新郷瀬川流域の低地にまとまって広がっており、郷瀬川や成沢川の流域のほか、南西部の低地においても指定されています。
- ・北部及び東部の丘陵地は、自然公園区域（飛騨木曾川国定公園）の一部（市内 3,661ha）や地域森林計画対象民有林（市内 2,214ha）となっています。
- ・国定公園内には特別地域（3,026ha）が指定されており、特に北部の木曾川沿いは地域の中心となる景勝地であり、現状維持を原則とする特別保護区に指定されています。
- ・このほか、保安林（2,305ha）、今井地区に鳥獣保護区（72ha）が指定されています。

■表 地域制緑地

種別	面積 (ha)	備考	
法によるもの	生産緑地地区	19	土地に関する統計年報（2020年版）
	自然公園区域	3,661	土地に関する統計年報（2020年版）
	農用地区域	889	土地に関する統計年報（2020年版）
	河川区域	203	図上計測
	保安林区域	2,305	土地に関する統計年報（2020年版）
	鳥獣保護区	72	土地に関する統計年報（2020年版）
	地域森林計画対象民有林	2,214	土地に関する統計年報（2020年版）
	史跡・名勝・天然記念物	500	図上計測
計	9,863		



凡例	
地域制緑地	行政区域
生産緑地	市街化区域
自然公園	市役所
自然公園地域	鉄道
特別地域	鉄道駅
特別保護区	主要道路
鳥獣保護区	国道
農用地区域	主要地方道
河川、ため池	高速道路
保安林	高速道路IC
地域森林計画対象民有林	

■図 主な地域制緑地

(資料：犬山市、都市計画基礎調査、国土数値情報)



(参考) 主な地域制緑地の動向

<生産緑地地区>

- ・市街化区域内の緑の一つである生産緑地地区は10年間で25団地、5ha減少しました。

■表 生産緑地地区

	平成23年度 (2011年度)	令和2年年度 (2020年度)	増減
団地数	175	150	-25
面積 (ha)	24	19	-5

(資料：愛知県土地に関する統計年報)

<農地転用件数及び面積の推移>

- ・平成27年度(2015年度)から令和元年度(2019年度)までの5年間で、農地転用の件数は788件、面積で351,729㎡となっています。
- ・1年あたり158件、70,346㎡が農地転用されています。

■表 農地転用状況

区 分	総 数		住宅用地		工場用地		その他		公共用地	
	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)
平成27年度	189	87,802	126	40,318	4	8,245	59	39,239	0	0
平成28年度	168	79,143	108	35,108	1	350	59	43,685	0	0
平成29年度	119	64,625	87	29,078	2	8,757	30	26,790	0	0
平成30年度	151	46,753	93	28,160	0	0	58	18,593	0	0
令和元年度	161	73,406	118	40,547	3	3,615	40	29,244	0	0
計	788	351,729	532	173,211	10	20,967	246	157,551	0	0
平均	158	70,346	106	34,642	2	4,193	49	31,510	0	0

(資料：犬山市農業委員会)

②前回策定時の緑地現況量との比較

施設緑地では、都市公園が増加し、地域制緑地では、生産緑地地区や農用地区域が大きく減少しています。

■表 前回策定時の緑地現況量との比較

		平成7年時面積 (ha)	現在面積 (ha)	備考	
施設緑地	都市公園	31.2	43.1	※国営公園は除く	
	公共施設緑地	51.9	62.6		
	民間施設緑地※	400.3	186.8		
	小計	483.4	292.5		
地域制緑地	法によるもの	生産緑地地区	28.0	19.0	
		その他法によるもの	9,429.2	9,843.9	
	条例等によるもの	0.7	0		
	地域制緑地間の重複	-4,191.9	-5,039.6		
	小計	5,266.0	4,823.3		
施設緑地と地域性緑地間の重複		-430.3	-178.3		
合計		5,319.1	4,937.5		

※公共施設緑地や民間施設緑地における平成7年（1995年）時との現況量（面積）比較については、今回GIS上での図上計測を行った結果が含まれるため、数値に大きな差異が生じています。



2) 緑化の現況把握

①道路等の緑化状況

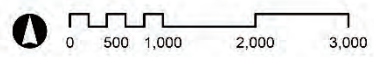
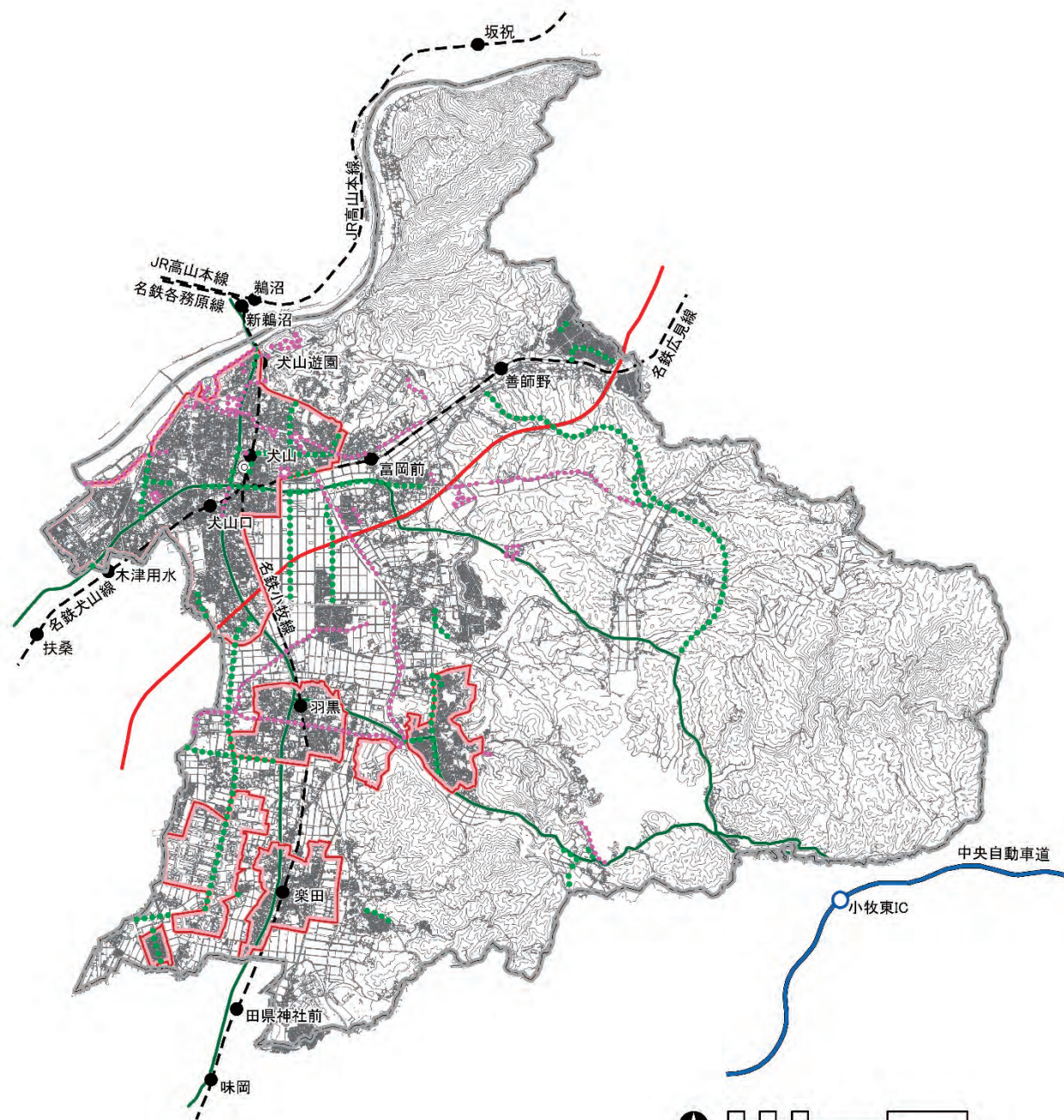
- ・市道及び県道においてケヤキやクスノキ、サザンカなど中高木が約 2,200 本植栽されています。
- ・このほか、道路や河川沿いなどに約 2,500 本の桜木が植えられています。

■表 街路樹（市道）の状況

路線名	樹種	分類	本数
市道犬山公園小牧線	トウカエデ	高木	607
市道富岡荒井線	ヒトツバタゴ	高木	198
市道犬山 119 号線（松本町三丁目地内）	クスノキ	高木	4
市道犬山 280 号線（松本町三丁目地内）	クスノキ	高木	15
市道犬山駅東線	ケヤキ	高木	32
市道犬山駅西広場	ケヤキ	高木	1
市道名古屋犬山線	クスノキ	高木	251
市道犬山富士線	ナンキンハゼ	高木	89
市道中切線外（上坂地区）	アメリカフウ	高木	61
市道五郎丸 79 号線（地産団地）	プラタナス	高木	9
市道楽田西 48 号線（西楽田団地）	アメリカフウ	高木	12
市道羽黒東 245 号線（グリーンハイツ）	サザンカ	中木	160
市道犬山 216 号（天神町）	カイズカイブキ	中木	116
市道楽田西 145 号線（南ニュータウン地内）	シイ	高木	1
市道荒井本町線	クロガネモチ	高木	97
市道善師野線、善師野 114 号線（四季の丘地内）	クスノキ	高木	31
計			1,684

■表 街路樹（県道）の状況

路線名	樹種	分類	本数
県道多治見犬山線	ナンキンハゼ	高木	42
	カイズカイブキ	中木	56
県道一宮犬山線	エンジュ	高木	101
県道御嵩犬山線	ケヤキ	高木	68
	サザンカ	中木	44
県道若宮江南線	ナンキンハゼ	高木	24
	トウカエデ	高木	16
県道春日井各務原線	サルスベリ	高木	8
県道齋藤羽黒線	アメリカフウ	高木	39
県道明治村小牧線	イスノキ	高木	3
県道春日井各務原線	シダレザクラ	高木	6
県道善師野西北野線	カイズカイブキ	高木	81
	カイズカイブキ	中木	99
計			587



凡 例	
●●●● 街路樹	□ 行政区域
●●●● 桜並木	□ 市街化区域
	◎ 市役所
	- - 鉄道
	● 鉄道駅
	— 主要道路
	— 国道
	— 主要地方道
	— 高速道路
	○ 高速道路IC

■ 図 街路樹及び桜並木の分布状況

(資料：犬山市、都市計画基礎調査、国土数値情報)



②公共施設の緑化状況

・市役所その他の植栽地（敷地面積 5,000 m²以上の施設を対象）や、小中高校の学校運動場、保育園等園庭の公共施設で緑化を行っています。なお、一部の面積は、令和元年（2019年）12月撮影の航空写真を基に GIS 上で求積しています。

■表 公共施設の緑化状況

名称	敷地面積 (m ²)	緑化面積 (m ²)	緑化率 (%)
市役所その他の植栽地（敷地面積 5,000 m²以上の施設）			
市役所本庁舎	8,895	262	2.9
消防署・消防本部	5,193	214	4.1
福祉活動センター	7,108	2,877	40.5
犬山市民健康館・さくら工房	21,101	9,584	45.4
市民交流センター	5,715	286	5.0
市民文化会館・南部公民館	20,485	1,349	6.6
内田観光駐車場	5,083	179	3.5
キャッスルパーキング	10,506	1,274	12.1
都市美化センター	25,164	10,610	42.2
犬山配水場	10,788	1,289	11.9
愛知県犬山浄水場	184,451	73,310	39.7
小計	304,489	101,234	33.2
学校運動場			
犬山北小学校	15,549	6,638	42.7
犬山南小学校	16,976	5,656	33.3
城東小学校	18,049	6,512	36.1
今井小学校	8,067	3,442	42.7
栗栖小学校	5,298	1,757	33.2
羽黒小学校	18,688	7,279	39.0
楽田小学校	18,522	10,581	57.1
池野小学校	8,890	3,443	38.7
東小学校	27,877	16,060	57.6
犬山西小学校	22,807	10,253	45.0
犬山中学校	30,833	14,752	47.8
城東中学校	25,808	13,524	52.4
南部中学校	29,186	16,974	58.2
東部中学校	30,654	16,334	53.3
犬山高等学校	35,329	17,140	48.5
犬山南高等学校	52,747	17,112	32.4
小計	365,280	167,457	45.8
保育園等園庭			
犬山幼稚園	3,062	1,222	39.9
丸山子ども未来園	3,139	1,584	50.5
上木子ども未来園	2,515	1,224	48.7
橋爪子ども未来園	4,360	1,509	34.6
五郎丸子ども未来園	2,589	1,509	58.3
城東子ども未来園	4,115	1,807	43.9
城東第2子ども未来園	3,577	1,648	46.1
今井子ども未来園	1,123	286	25.5
羽黒子ども未来園	2,161	1,271	58.8
羽黒北子ども未来園	3,000	1,124	37.5
羽黒南子ども未来園	3,392	1,485	43.8
楽田子ども未来園	2,766	1,237	44.7
楽田西子ども未来園	3,531	1,447	41.0
楽田東子ども未来園	3,990	1,516	38.0
小計	43,320	18,869	43.6
合計	713,089	287,560	40.3

3) 緑地の分布状況

都市公園のカバー圏に含まれる面積は、市域全体の2割程度です。また、都市公園のカバー圏に含まれる人口については、市内人口の6割程度となっています。

都市公園の面積カバー率は、羽黒、犬山西、犬山南、犬山北小学校区では5割を上回っていますが、その他の小学校区は4割以下となっています。

■表 都市公園のカバー圏に含まれる面積及び人口

	令和2年(2020年)		平成22年(2010年)	
	面積カバー率(%)	人口カバー率(%)	面積カバー率(%)	人口カバー率(%)
市全域	23.03%	57.84%	19.00%	47.92%
	(カバー面積/市全域面積) =1,724.79ha/7,489.44ha	(カバー人口/市全域人口) =42,982人/74,308人	(カバー面積/市全域面積) =1,423.02ha/7,489.44ha	(カバー人口/市全域人口) =36,037人/75,198人

■表 都市公園の面積カバー率(小学校区別)

小学校区	令和2年(2020年)			平成22年(2010年)		
	校区面積(ha)	校区別面積(ha)	校区別面積カバー率(%)	校区面積(ha)	校区別面積(ha)	校区別面積カバー率(%)
犬山北小学校	433.18	283.93	65.54%	433.18	236.05	54.49%
犬山南小学校	303.12	155.73	51.38%	303.12	119.98	39.58%
城東小学校	1,243.16	382.86	30.80%	1,243.16	382.86	30.80%
今井小学校	809.29	-	-	809.29	-	-
栗栖小学校	519.70	-	-	519.70	-	-
羽黒小学校	415.03	250.08	60.26%	415.03	103.42	24.92%
楽田小学校	1,129.10	128.09	11.34%	1,129.10	121.97	10.80%
池野小学校	1,771.84	26.98	1.52%	1,771.84	26.98	1.52%
東小学校	652.96	321.07	49.17%	652.96	255.70	39.16%
犬山西小学校	212.06	176.06	83.03%	212.06	176.06	83.03%

市全域の面積カバー率以下

※校区面積は、図上計測した面積から算出した割合と市全域の公表面積を乗じて算出

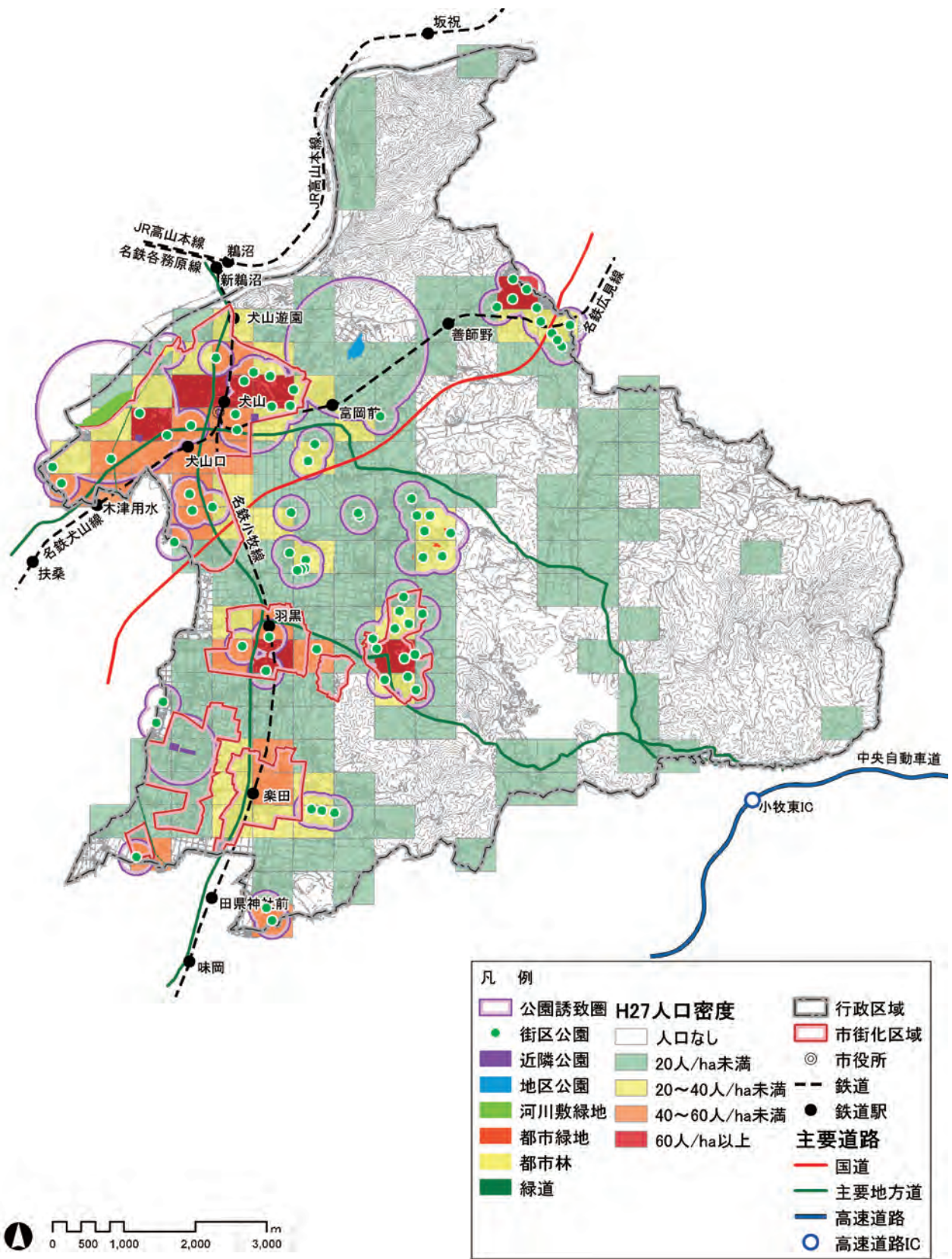
※カバー面積は、国勢調査500mメッシュを基に面積按分することにより算出

■表 都市公園の人口カバー率(小学校区別)

小学校区	令和2年(2020年)			平成22年(2010年)		
	校区人口(人)	校区別人口(人)	校区別人口カバー率(%)	校区人口(人)	校区別人口(人)	校区別人口カバー率(%)
犬山北小学校	10,625	8,221	77.37%	10,723	6,463	60.28%
犬山南小学校	10,821	5,760	53.23%	10,698	4,983	46.58%
城東小学校	9,763	5,895	60.38%	9,525	5,674	59.57%
今井小学校	751	-	-	832	-	-
栗栖小学校	391	-	-	437	-	-
羽黒小学校	8,557	5,928	69.27%	8,939	3,023	33.82%
楽田小学校	13,806	2,682	19.43%	14,217	2,435	17.13%
池野小学校	1,561	681	43.65%	1,596	681	42.65%
東小学校	9,356	7,080	75.67%	9,618	6,132	63.76%
犬山西小学校	8,677	6,736	77.63%	8,613	6,645	77.15%

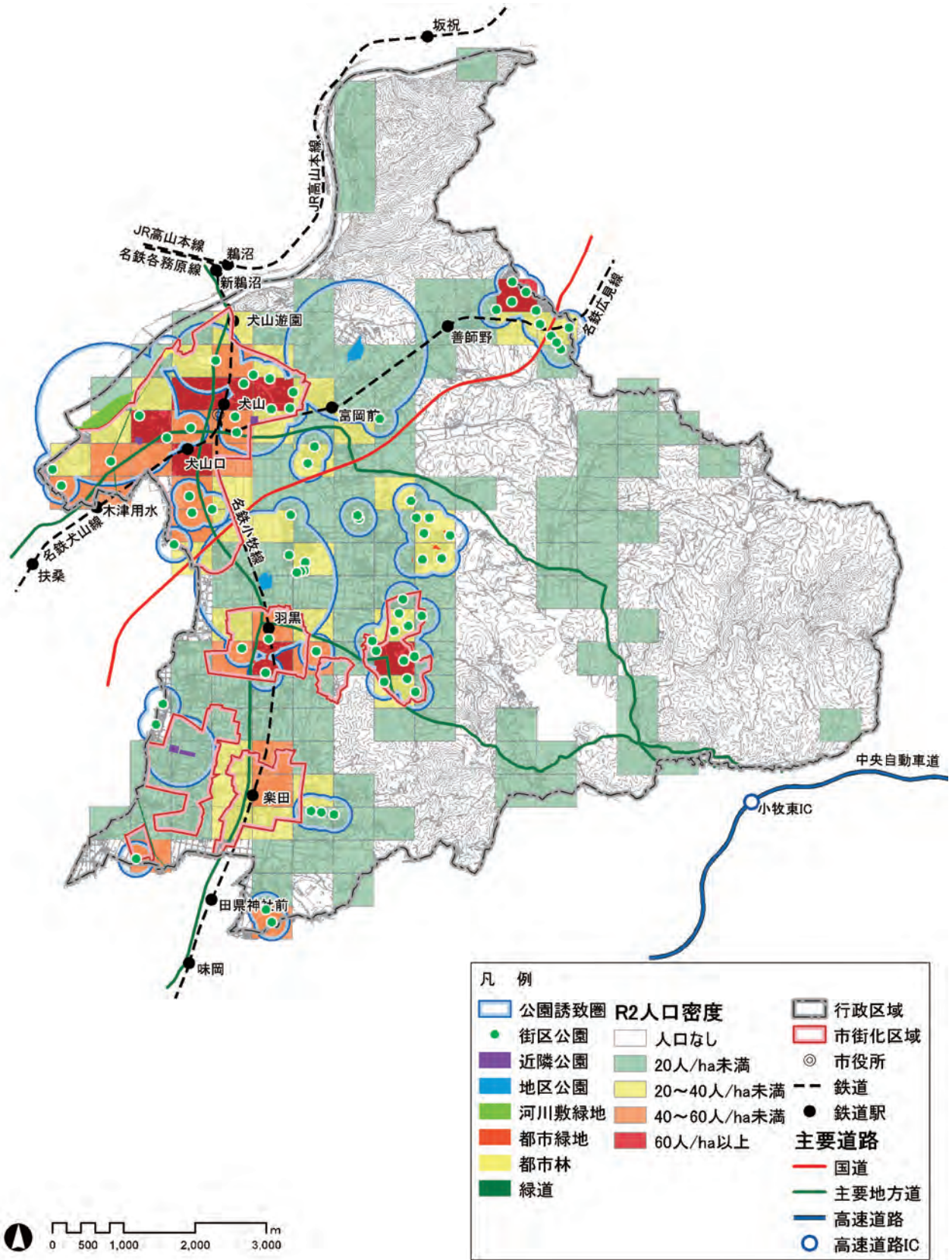
市全域の人口カバー率以下

※校区人口及び校区別カバー人口は、国勢調査500mメッシュを基に面積按分することにより算出



■ 図 都市公園のカバー圏（平成 22 年（2010 年））

（資料：犬山市、都市計画基礎調査、国土数値情報）



■図 都市公園のカバー圏（令和2年（2020年））

（資料：犬山市、都市計画基礎調査、国土数値情報）



4) 市民協働などの取組状況

市民とともに緑を守り育むため、次のような事業などに取り組んでいます。

①緑のカーテン

市内の公共施設（令和3年度（2021年度））は22か所において、室内の温度上昇を抑え、空調の電気使用量を削減する緑のカーテンを設置しています。

また、市民の皆さんの自宅で緑のカーテンを設置してもらうため、犬山里山学センターで緑のカーテン講座を開催しています。



緑のカーテン（市民健康館）

②子ども未来園・児童センター園庭の芝生化

子ども未来園や児童センターを利用する児童やその保護者、近隣住民と協働で、芝生苗の植え付けを行っています。

園庭の環境が向上し、また、健康増進や情操教育にも寄与しています。

実施箇所：子ども未来園13園、犬山幼稚園
犬山西児童センター
犬山東児童センター



園庭の芝生化（羽黒南子ども未来園）

③市民農園・市民ファーム

農業的な市民活動の場所として犬山市やNPO等が貸農園の管理運営を行っています。

市営の市民農園は善師野と羽黒の2か所、民営の市民農園は富岡、妙覚、善師野の3か所で運営しています。

農業を通じた健康的な市民活動の場を提供し、農業への関心と理解を深めることに寄与しています。



羽黒摺墨の市民農園（市営）

④川と海のクリーン大作戦

毎年秋に河川一斉清掃として国土交通省が呼びかけ人となって、地域住民、各種団体、企業等が参加し地域と協働して、木曽川沿いの犬山木曽川緑地と栗栖園地の清掃活動を行っています。

地域住民との協働で取り組むことで河川等の環境問題への意識啓発を図っています。

(例年参加人数 230 人・ごみの量 150 kg程度)



クリーン大作戦の様子

⑤まちの美化活動（アダプトプログラム）

道路、公園、河川等の環境美化活動を支援する制度として、活動に対してゴミ袋・軍手・帽子・花苗等の支給、ボランティア活動への保険加入等の支援を行っています。

地域住民が道路等の公共施設の里親となり環境美化に取り組むことで、施設や地域への愛情等の醸成に寄与しています。

(令和3年9月1日付登録数：67 団体)



アダプトサイン

⑥栗栖地区の魅力発信イベント

地元の任意団体であるミラマチ栗栖が、地域の魅力を発信するイベントを定期的で開催しています。

栗栖で育った野菜を収穫できる収穫体験、キノコの原木を使った本物のキノコづくり体験、竹を使った工作が体験できる竹のワークショップ等を開催し、市はその活動に対して側面的支援を行っています。

住民自らが主体的に緑に親しむ活動に携わる機会創出に寄与しています。



収穫祭の様子



第3章 基本的課題の整理（緑の機能と配置状況）

1 環境保全機能

■基本的課題

- 木曾川や東部の丘陵地を中心とする本市の骨格となる緑・自然空間の保全
- 市街化調整区域の農地と市街化区域の生産緑地の保全・維持
- 市民・事業者などの緑に関する意識の向上・普及啓発

①緑地面積の減少

- ・木曾川や東部の丘陵地など、本市の約6割が水と緑に包まれている一方で、この10年間で農地は45ha、森林は32ha減少しています。
- ・公園緑地や街路樹、生産緑地、河川沿いの緑、桜並木などは緑の少ない市街化区域において都市環境を維持・改善に資する緑として機能していますが、生産緑地を含む都市農地は減少しています。

■表 土地利用面積

	行政面積 (ha)	農地 (ha)	森林 (ha)	水面・河川・ 水路 (ha)	道路 (ha)	宅地 (ha)	その他 (ha)
平成23年	7,497	941	3,414	496	457	1,174	1,050
令和2年	7,490	896	3,382	497	446	1,192	1,078
	行政面積に 対する割合	12.0%	45.1%	6.6%	6.0%	15.9%	14.4%
増減	-7	-45	-32	1	11	18	63

（資料：愛知県土地に関する統計年報）

■表 市街化区域内の土地利用の区分別面積の推移

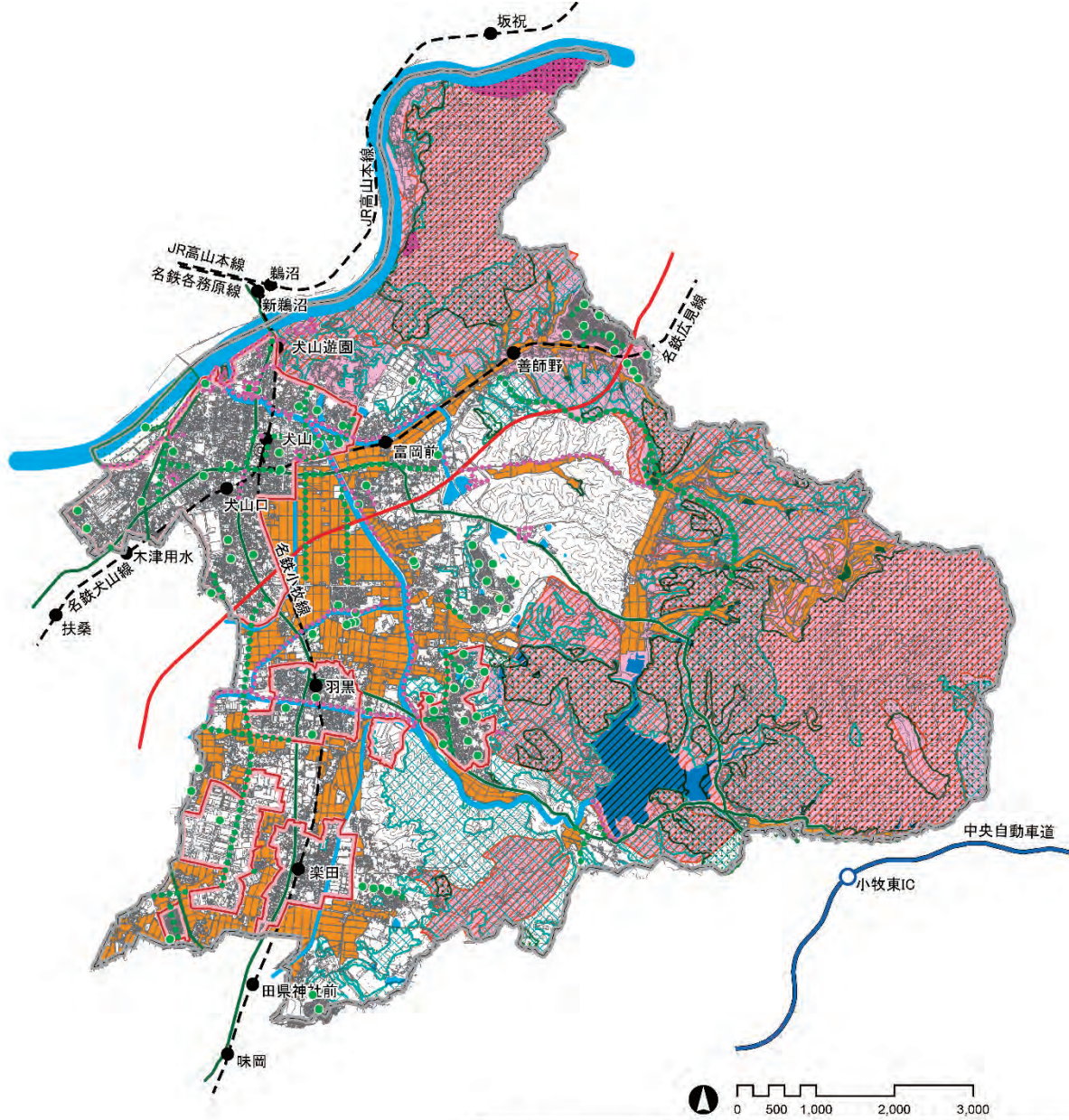
		自然的土地利用					自然的土 地利用合 計
		農地		山林	水面	その他の 自然地	
		田	畑				
平成25年	面積 (ha)	15.73	58.56	24.42	13.86	21.01	133.58
	割合 (%)	11.8	43.8	18.3	10.4	15.7	100.0
平成30年	面積 (ha)	12.80	43.22	20.41	13.87	27.13	117.43
	割合 (%)	10.9	36.8	17.4	11.8	23.1	100.0
増減面積 (ha)		-2.93	-15.34	-4.01	0.01	6.12	-16.15

		都市的土地利用									都市的 土地利用 合計	総計	
		住宅用地	商業用地		工業用地		公的・ 公益用地	道路用地	交通施設 用地	公共空地			低未利用 地
			1ha以上の 商業施設 用地			工業専用 地域面積							
平成25年	面積 (ha)	405.00	48.50	7.50	192.58	128.01	59.89	152.31	9.49	18.82	36.83	923.42	1,057.00
	割合 (%)	43.9	5.3	0.8	20.9	13.9	6.5	16.5	1.0	2.0	4.0	100.0	
平成30年	面積 (ha)	412.98	48.15	10.69	192.88	128.00	61.77	156.26	9.35	17.55	40.63	939.57	1,057.00
	割合 (%)	44.0	5.1	1.1	20.5	13.6	6.6	16.6	1.0	1.9	4.3	100.0	
増減面積 (ha)		7.98	-0.35	3.19	0.30	-0.01	1.88	3.95	-0.14	-1.27	3.80	16.15	0.00

（資料：都市計画基礎調査）

②環境保全機能の維持

- ・東部の丘陵地は保安林と国有林が広がり、そのほとんどが飛騨木曾川国定公園（自然公園地域）に指定されています。
- ・農業用ため池が132箇所が存在し、農業用水の供給や親水機能など多面的な機能を有しており、その周辺の多くでは、里山といった良好な自然環境が形成されています。



凡 例		
● 都市公園	地域制緑地	□ 行政区域
--- 街路樹	自然公園	□ 市街化区域
--- 桜並木	自然公園地域	◎ 市役所
	特別地域	- - 鉄道
	特別保護区	● 鉄道駅
	農用地区域	— 主要道路
	河川、ため池	— 国道
	保安林	— 主要地方道
	地域森林計画対象民有林	— 高速道路
		○ 高速道路IC

■図 環境保全機能を有する緑の配置図

(資料：犬山市、都市計画基礎調査、国土数値情報)



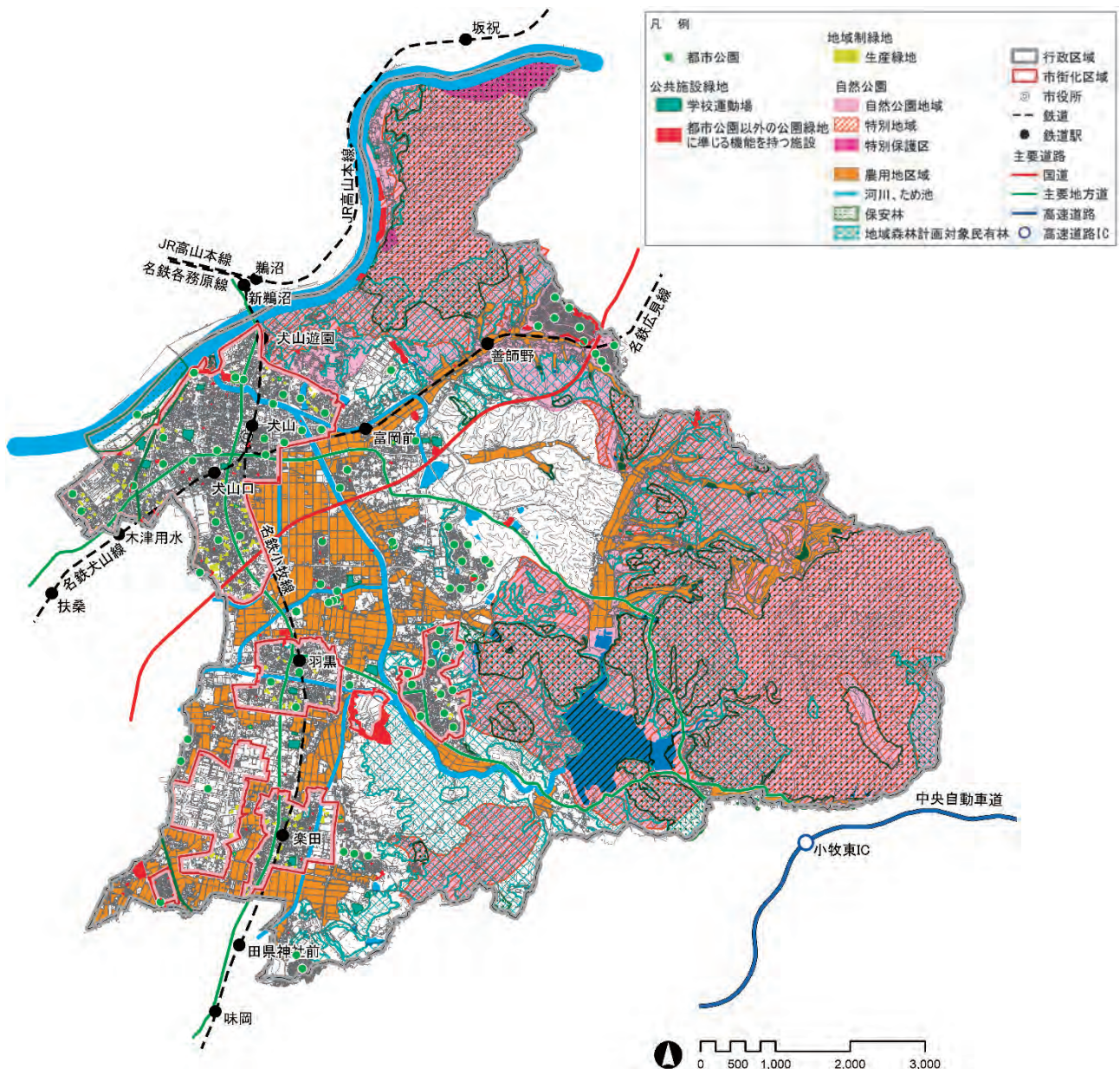
2 防災機能

■基本的課題

- 災害リスクを低減する緑の保全
- 公園緑地などオープンスペースによる防災機能の確保

①災害リスクの低減

- ・新郷瀬川や郷瀬川などの河川流域、東部の丘陵地や南西部において農用地区域が指定されており、洪水などの浸水被害を抑制する働きや、保水機能を有しています。また、丘陵地に広がる森林は、河川への流量調整や土砂の流出を防止する機能を有しています。
- ・生産緑地地区などの都市農地は、市街地におけるオープンスペースとしての機能を有しており、火災時の延焼防止に寄与する緑として住宅が密集する市街地にも分布しています。

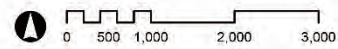
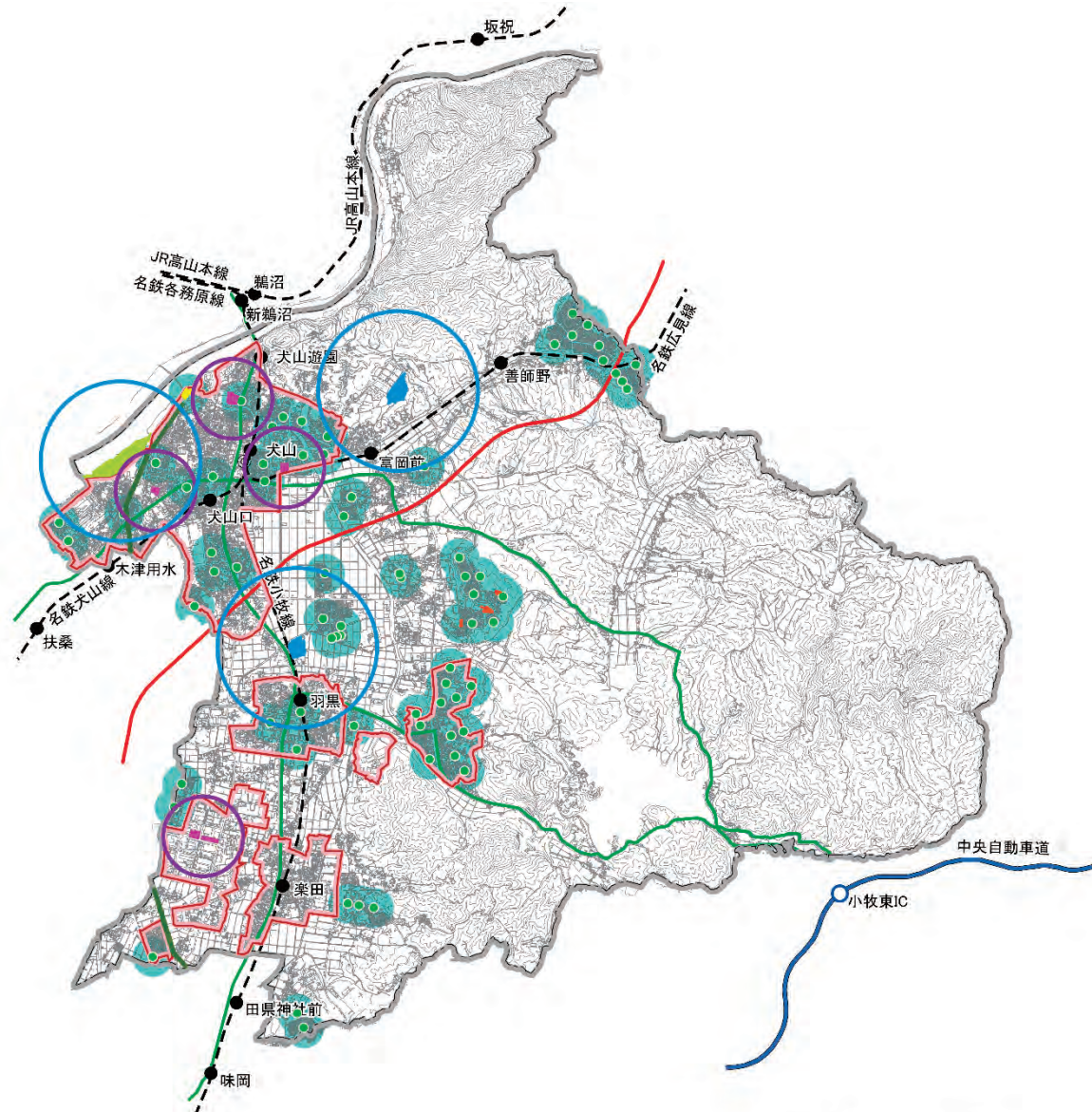


■図 防災機能を有する緑の配置図

(資料：犬山市、都市計画基礎調査、国土数値情報)

②防災機能の確保

- ・公園緑地や学校運動場等は、指定避難所や一時避難所としての機能を有する緑であり、市全体に分布しています。

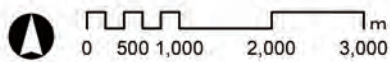
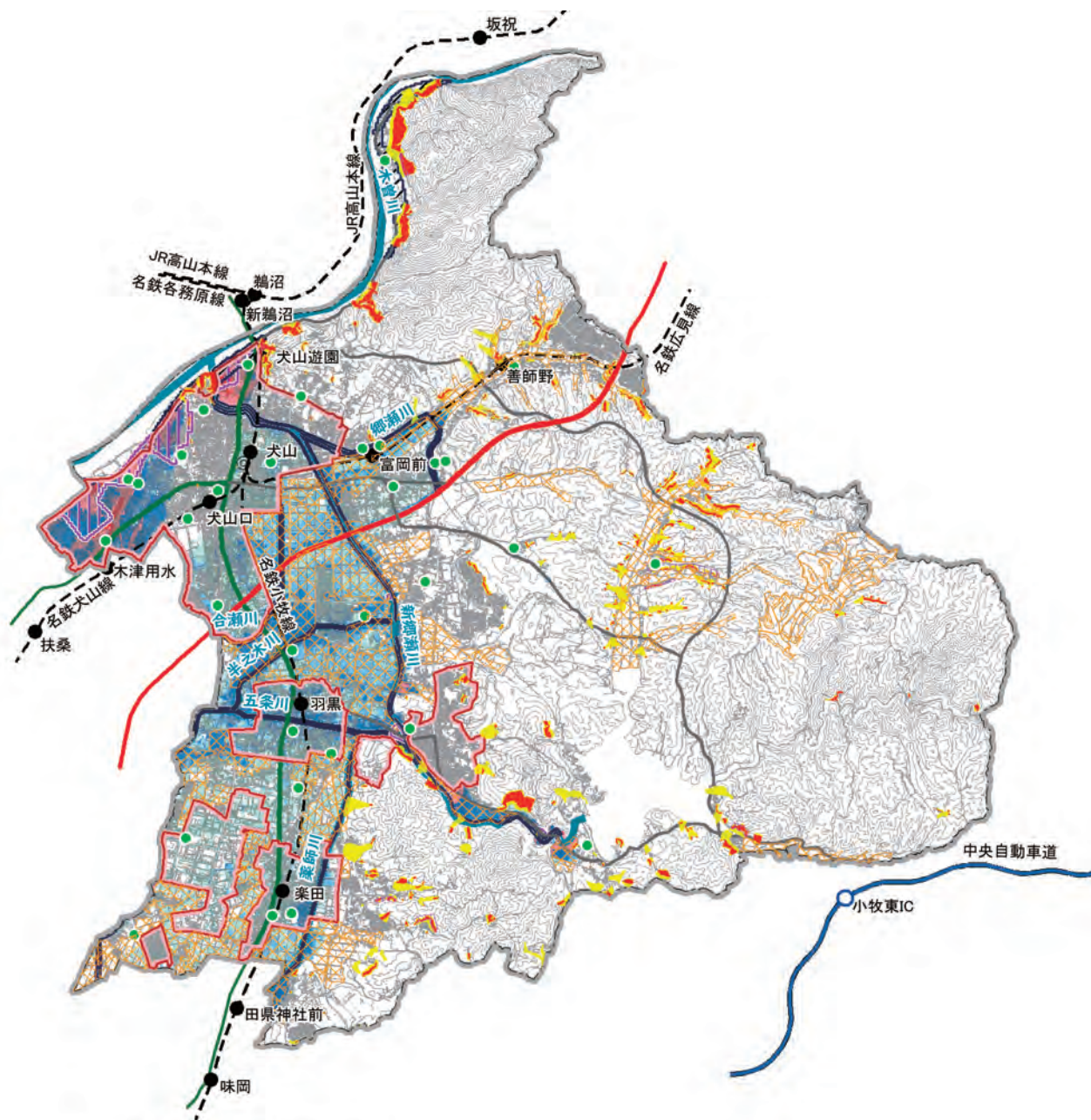


凡 例(誘致圏)	
 	4ha程度の公園 (誘致圏1km)
 	2ha程度の公園 (誘致圏500m)
 	0.25ha程度の公園 (誘致圏250m)
※住区基幹公園の規模を参考としています	

凡 例	
	行政区域
	市街化区域
	街区公園
	近隣公園
	地区公園
	河川敷緑地
	都市緑地
	都市林
	緑道
	行政区域
	市街化区域
	市役所
	鉄道
	鉄道駅
	主要道路
	国道
	主要地方道
	高速道路
	高速道路IC

■図 都市公園の分布状況

(資料：犬山市、都市計画基礎調査、国土数値情報)



凡 例			
	農用地区域		家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
	指定避難所		家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
	土砂災害特別警戒区域		行政区域
	土砂災害警戒区域		市街化区域
	急傾斜地崩壊危険区域		市役所
浸水深(想定最大規模)			鉄道
	20.0m以上		鉄道駅
	10.0~20.0m		高速道路
	5.0~10.0m		高速道路IC
	3.0~5.0m	緊急輸送道路	
	2.0~3.0m		第1次緊急輸送道路
	1.0~2.0m		第2次緊急輸送道路
	0.5~1.0m		その他主要道路
	0.5m未満		

■図 浸水想定区域(L2)と農用地区域の重ね合わせ

(資料：犬山市、都市計画基礎調査、国土数値情報)

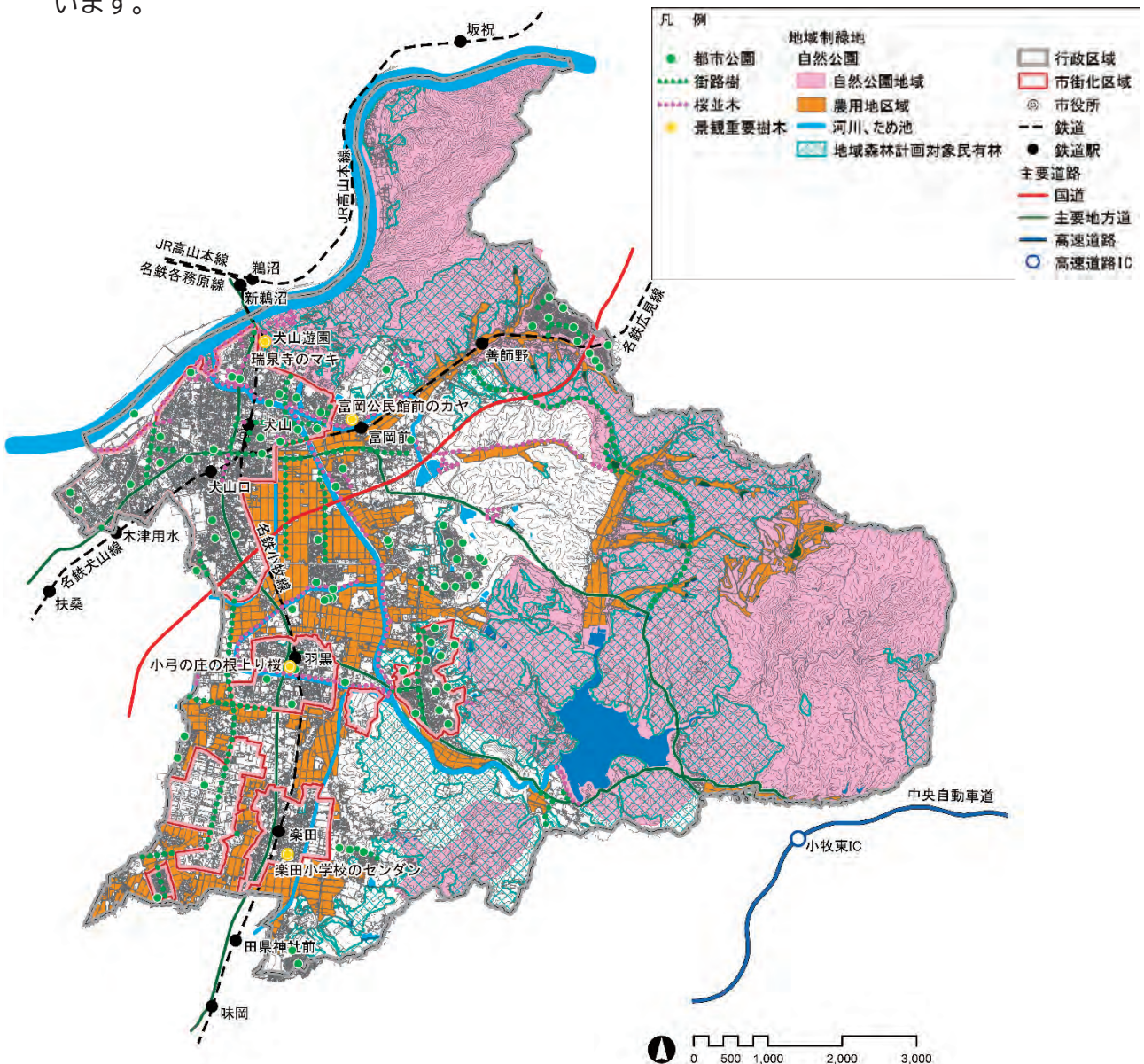
3 景観形成機能

■基本的課題

- 地域特性や歴史的風致を背景とした郷土景観の保全
- 都市景観の向上に寄与する緑の保全

①郷土景観

- ・名勝木曽川や丘陵地に広がる里山、入鹿池などは、市を代表する雄大な郷土景観を形成しています。
- ・五条川の桜並木、水田地帯、社寺林やヒトツバタゴ自生地などの緑は、地域を代表する身近な郷土景観を形成しています。また、地域の良好な景観を見直すきっかけとして、後世に残したい樹木を景観重要樹木に指定しています。
- ・犬山城、東之宮古墳、青塚古墳、尾張富士、大縣神社の周辺にある緑は、歴史的・文化的に貴重な市のランドマークとなる緑として機能しています。また、景観の眺望点としても機能しています。



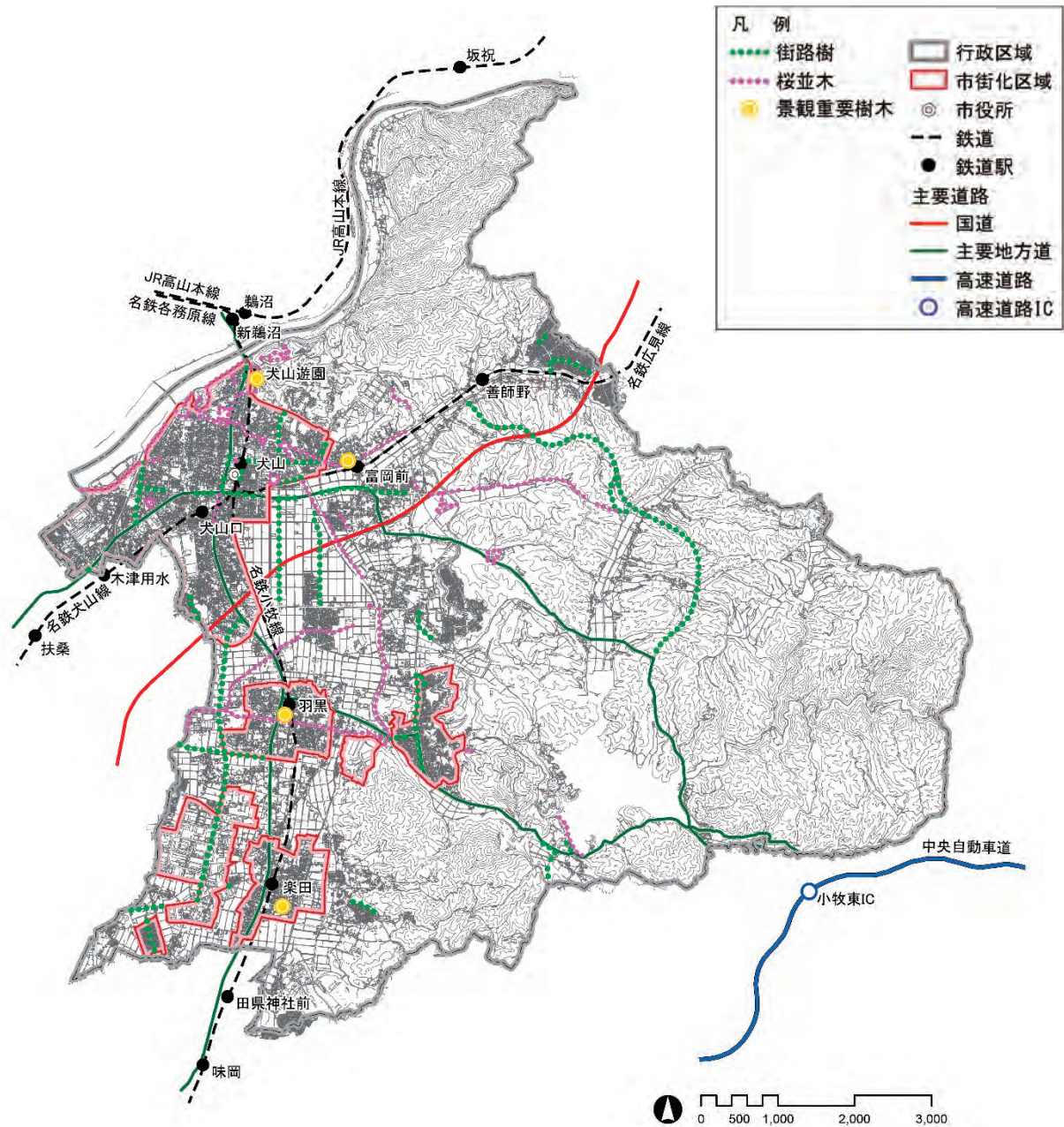
■図 景観形成機能を有する緑の配置図

(資料：犬山市、都市計画基礎調査、国土数値情報)



②都市景観

・市内にある街路樹や桜並木を始め、公共施設の緑化などは都市景観の向上に資する緑としての機能を有しますが、大木化や老朽化による倒木、落枝、根上がりなど従来の維持管理手法では解決できない問題も発生しています。



■図 街路樹及び桜並木・景観重要樹木の分布状況図

(資料：犬山市、都市計画基礎調査、国土数値情報)

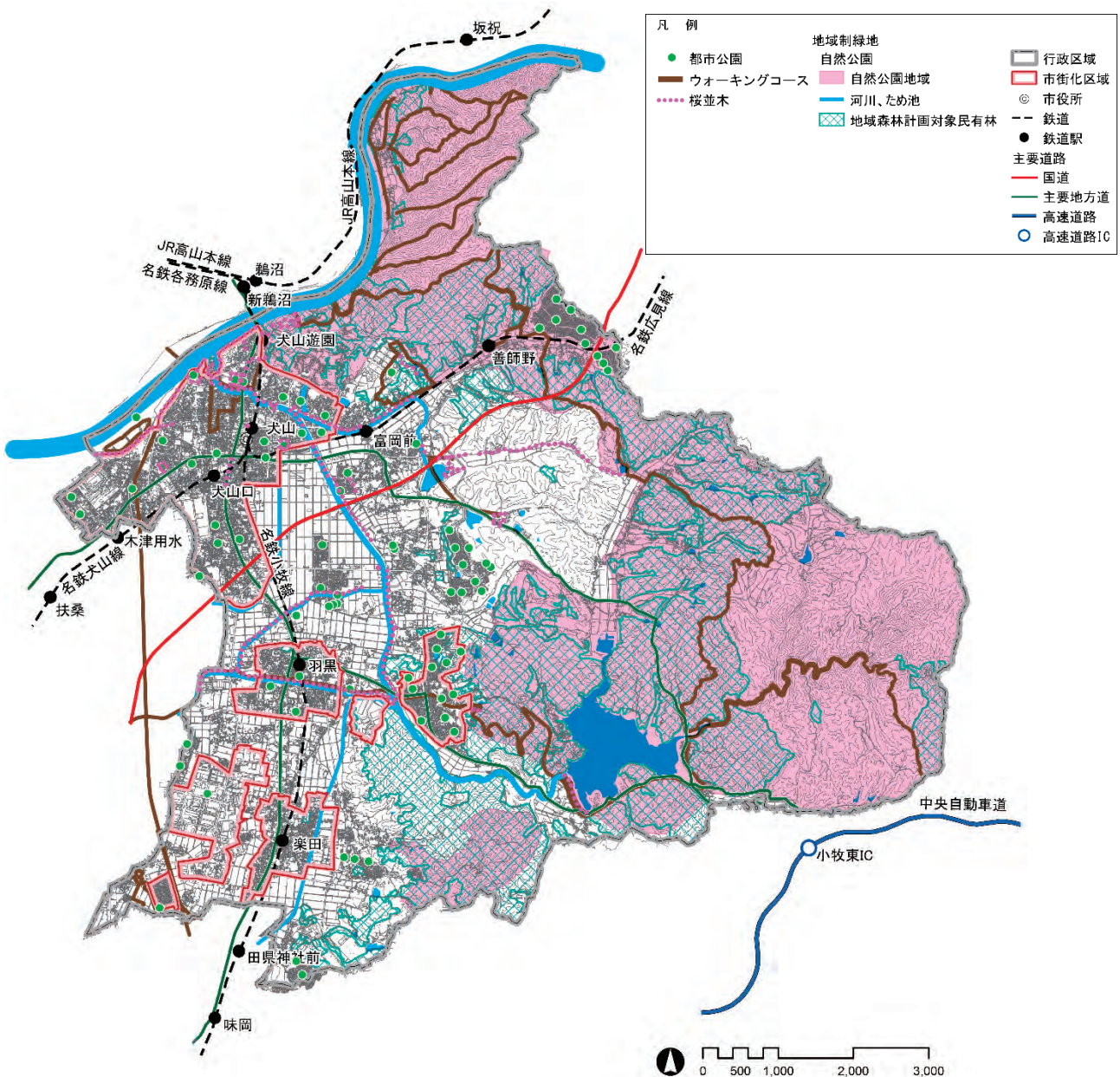
4 レクリエーション機能

■基本的課題

- 豊かな自然とのふれあいの場やレクリエーションの場となる緑の保全・創出
- 市街地や各拠点における身近な公園緑地・オープンスペースの充実
- 公園緑地等の適正な維持管理と魅力の向上

①レクリエーションの場となる緑

- ・木曾川河畔や栗栖、八曾地区、入鹿池、東部の丘陵地は豊かな水と緑を活かした自然とのふれあいやレクリエーションの場として、憩いや学び、遊びを通じた交流、賑わいを創出する機能を有しています。
- ・東海自然歩道や尾張広域緑道、里山や河川沿いに多くのウォーキングコースがあり、健康づくりやレクリエーションの場としてネットワークを形成しています。



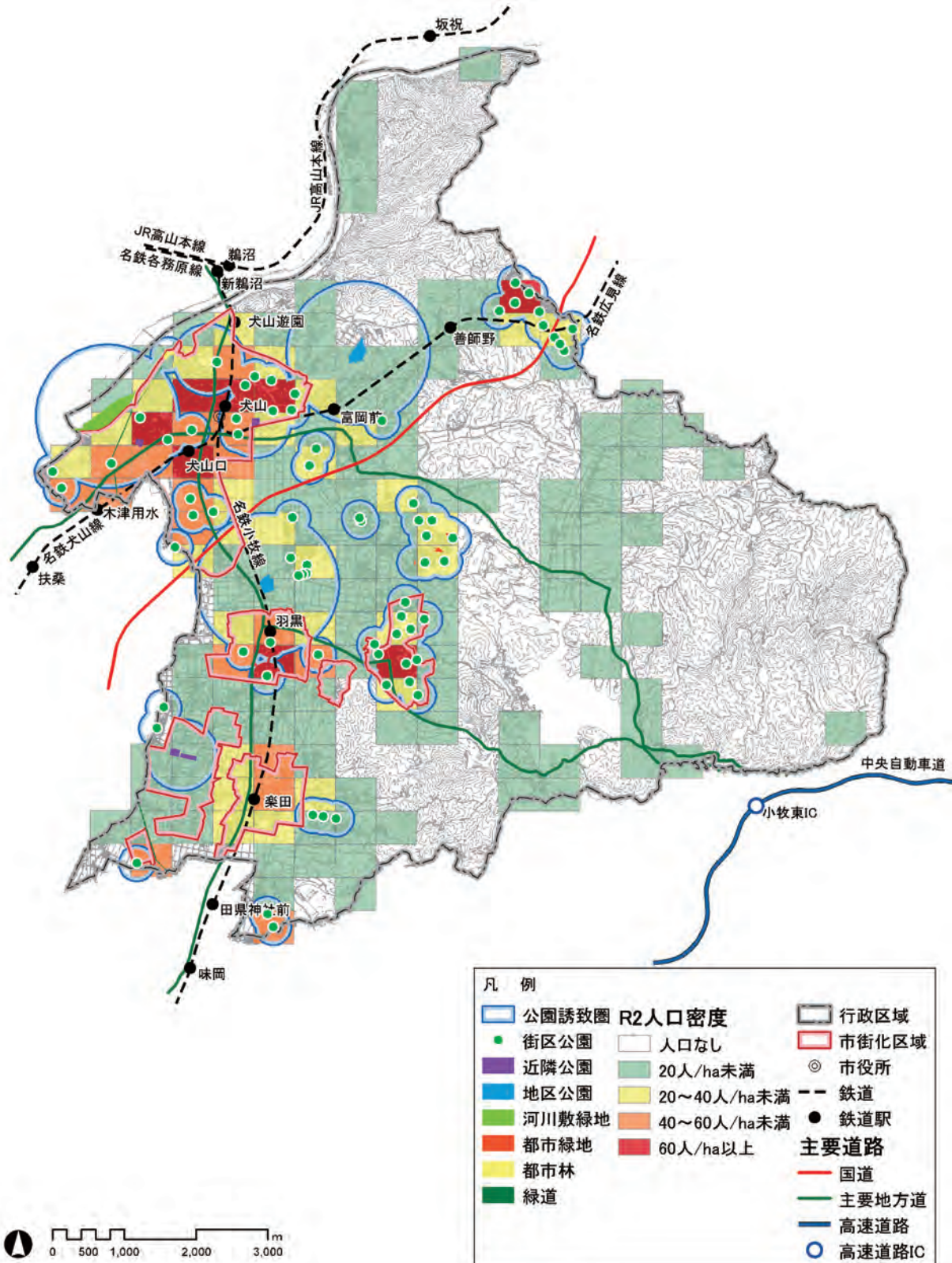
■図 自然体験・レクリエーション機能を有する緑の配置図

(資料：犬山市、都市計画基礎調査、国土数値情報)



②身近な公園緑地やオープンスペース

- ・市街化区域の住区基幹公園の誘致圏外エリアが犬山駅、犬山口駅、楽田駅の周辺に分布しています。また、郊外の集落地では身近な公園緑地など市民が集えるオープンスペースが不足している地域もあります。
- ・近年の公園緑地を取り巻く環境の変化や多様化する市民ニーズに対応することが求められます。



■ 図 都市公園のカバー圏

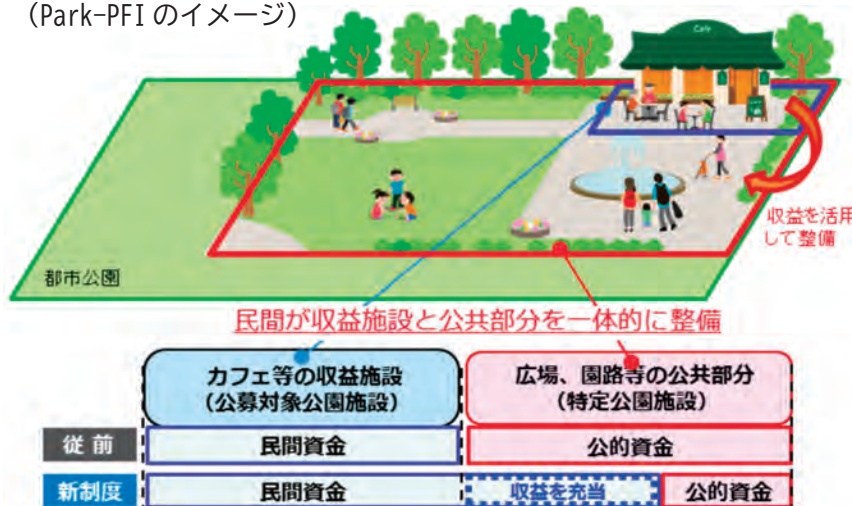
(資料：犬山市、都市計画基礎調査、国土数値情報)

コラム「都市緑地法等が一部改正されたことによる緑化政策の転換」

平成 29 年 6 月に都市緑地法等が一部改正されたことにより、「緑地」の定義に農地が含まれることが明確化され、農地を緑地として政策に組み込むこととなりました。これにより、良好な都市環境の形成を図る観点から保全すべき農地（生産緑地等）については、都市緑地法の諸制度において「緑地」として積極的に位置付け、保全・活用を図ることが可能となりました。

また、民間事業者が都市公園内で公園利用者の利便の向上に資する収益施設（飲食店、売店等）の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設^{*}の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する「公募設置管理制度(Park-PFI 制度)」が創設されました。この制度を活用することで都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図ることが期待されています。

(Park-PFI のイメージ)



^{*}特定公園施設とは、公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。

(都市公園法第5条の2第2項第5号)

(出典：国土交通省『都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン（平成 30 年 8 月改正）』)

これら緑地政策の転換により、緑の基本計画の策定にあたっては、都市農地の保全を含む緑の総合的な計画であることや、公園管理の方針や官民連携など緑地のマネジメントの視点等に留意することとされています。

以上のような背景を踏まえ、都市農地の保全・活用や、都市公園の運営管理、維持修繕などについて、官民連携を推進し、公園緑地やオープンスペースの再生・活性化に向けて各種取組みを展開していくことが求められています。



基本理念と基本方針

第4章 基本理念と緑の将来像

1 基本理念

愛知県最北端に位置する犬山市は、我が国を代表する大河川の一つである木曾川と豊かな緑と生態系を有する東部の丘陵地を抱え、水と緑が一体となり優れた景観を有しています。また、市内の各地域で積み重ねられたそれぞれの歴史文化、産業等が特色となって表われ、人々が住み、働き、学び、交流する舞台となっています。

近年では、都市づくりの中で緑を積極的に活かそうとする機運やカーボンニュートラルなど環境問題への関心が高まっており、行政をはじめ市民、企業等の意識の変容が求められる時代となっています。

一方、本市を取り巻く状況は日々変化し続けており、人口が減少する局面を迎え、都市機能やコミュニティの維持が難しくなるおそれがあるなど、大きな課題を抱えながらまちづくりの舵取りをしていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による「ニューノーマル」の定着など暮らしや価値観が多様化し、公園緑地などオープンスペースへのニーズの高まりやグリーンインフラといった都市の構造を含めた緑の持つ機能の活用、評価が進められています。

そうした中、本市の緑が持つ機能が一層大きな役割を果たし、木曾川や東部の丘陵地にある水辺や森林、田園地帯など骨格となる緑を将来にわたって継承し、人とのつながりを深める多彩な交流の場として賑わいの起点となるとともに、居心地が良く、豊かに暮らせ、愛着を感じる場となる必要があります。

さらに、緑の量的な増加や維持管理のみならず、魅力的な緑がどうあるべきか、その姿を官民が連携して描きつつ、民間のノウハウ等を活用しながら時代のニーズに合った緑をマネジメントすることも必要です。

本市において緑は、「歴史」、「文化」、「景観」、「交流」を構成する要素の一つであり、市民とともに「緑のまちづくり」に取り組み、誰もが緑を身近に感じ、豊かに暮らすまちの実現に向け、緑に関する施策展開の基本理念のテーマを以下のとおり掲げます。

基本理念のテーマ

**水と緑、人とが織りなす
心豊かでうるおいあるまち 犬山**










2 緑の将来像





基本理念の下、本市の「骨格（軸）となる緑」と「拠点となる緑」を中心に緑をつなぐとともに、緑により人や都市をつなげ、あるべき緑を未来につなぐため、緑の将来像を示します。



骨格となる緑

-  東部の丘陵地に広がる緑
-  木曽川の河川軸
-  主な河川軸
- 豊かな自然環境の積極的な保全に努めます。
河川沿いの緑、並行する歩行者空間などにより、連続的かつ一体的な緑の空間を形成します。
-  まちなかゾーン（まちなかの緑）
-  田園集落ゾーン（まちなか周辺の緑）
-  森林・里山ゾーン
-  土地利用検討エリア
- 都市的土地利用との調整を図りつつ、今ある緑の保全に努めます。

拠点となる緑

-  自然・レクリエーション拠点
- 自然とのふれあいや健康づくり、アウトドアなど多彩な交流・活動の場として活用します。
-  桜の拠点
-  主要な緑の拠点
- 身近な憩いや交流の場として、市民やコミュニティを中心に様々な用途で活用します。
-  代表的な歴史文化資源

第5章 基本方針と緑の配置方針

1 基本方針

緑の将来像の実現に向け、第3章で整理した基本的課題を踏まえて緑の基本方針を定めます。

	基本的課題の整理	基本方針
環境保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ●木曽川や東部の丘陵地を中心とする本市の骨格となる緑・自然空間の保全 ●市街化調整区域の農地と市街化区域の生産緑地の保全・維持 ●市民・事業者などの緑に関する意識の向上・普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●未来につなぐ緑 <ul style="list-style-type: none"> ・木曽川や東部の丘陵地を中心とする本市の骨格となる緑を背景に、各地域の歴史・風土、土地利用や地域のまちづくりの考え方に応じて形成された緑を保全し、次の世代に継承します。 ・行政、市民、企業等が環境配慮意識を共有し、協働して人と自然が共生する都市環境の創出を図り、環境負荷の少ない、低炭素、循環型社会の形成を目指します。
防災機能	<ul style="list-style-type: none"> ●災害リスクを低減する緑の保全 ●公園緑地などオープンスペースによる防災機能の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全をつなぐ緑 <ul style="list-style-type: none"> ・近年の自然災害の激甚化を踏まえ、まとまった広がりを持つ緑を豪雨時の浸水、土砂の流出を抑制するグリーンインフラとして保全します。 ・緑やオープンスペースが非常時に有効的に機能するように管理し、保全します。
景観形成機能	<ul style="list-style-type: none"> ●都市景観の向上に寄与する緑の保全 ●地域特性や歴史的風致を背景とした郷土景観の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ●情景をつなぐ緑 <ul style="list-style-type: none"> ・犬山城など市を代表するランドマーク、歴史文化資源にあるまとまりのある緑とともに、それらにまつわる祭や行事など地域固有の歴史文化を感じられる景観を維持します。 ・河川やため池、田園、里山をはじめとする豊かな自然環境を保全し、身近にある市街地の公園緑地や街路樹など都市と自然が共生する景観の質を高め、うるおいとゆとりを感じられる都市を目指します。
レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> ●豊かな自然とのふれあいの場やレクリエーションの場となる緑の保全・創出 ●市街地や各拠点における身近な公園緑地・オープンスペースの充実 ●公園緑地等の適正な維持管理と魅力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●人をつなぐ緑 <ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあう体験学習や健康づくり、スポーツ、アウトドアなどのレクリエーションによる憩いや学び、遊びといった様々な活動を通じて、多彩な交流の場となる緑を保全・創出します。 ・公園緑地や広場等のオープンスペースを保全・活用し、人やコミュニティをつなぐ居心地の良い憩いの場を形成します。

第5章
基本方針と
緑の配置方針



2 方針体系とSDGs

基本理念の下に設定した各方針に基づき、基本的課題を解決するための具体的な施策を推進していきます。

これから取り組む施策は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するものとして捉え、SDGs の理念を踏まえ、17 のゴールを意識した取り組みを展開していくこととします。

基本理念 水と緑、人とが織りなす 心豊かでうるおいあるまち 犬山

基本方針① 未来につなぐ緑



- 配置方針
- ①木曾川や東部の丘陵地に広がる緑
 - ②歴史風土を取り巻く緑
 - ③まとまりのある農用地と生産緑地
 - ④居住・都市機能と緑の調和



基本方針② 安全をつなぐ緑



- 配置方針
- ①水源涵養、雨水や土砂流出などの防止機能を有する東部の丘陵地に広がる森林
 - ②災害時にオープンスペースとして機能する都市公園等
 - ③大雨の際に雨水の一時貯留機能を持つ広がりのある農地やため池



基本方針③ 情景をつなぐ緑



- 配置方針
- ①豊かな自然環境を背景とした郷土景観
 - ②身近な暮らしに息づく郷土景観
 - ③歴史風土が息づく郷土景観
 - ④市街地における景観



基本方針④ 人をつなぐ緑



- 配置方針
- ①自然・レクリエーション拠点
 - ②桜と緑の拠点
 - ③拠点を結ぶ水と緑のネットワーク



3 緑の配置方針

緑の基本方針や緑の配置状況を踏まえ、主要な系統別の緑の配置方針を定めます。

1) 未来につなぐ緑の配置方針

①木曾川や東部の丘陵地に広がる緑

・本市の北部を流れる木曾川や東部の丘陵地に広がる森林などは、本市の骨格を形成する緑であり、優れた自然環境を有し、多様な動植物の生息・生育地である生物多様性を確保する緑として機能していることから、これらの適切な保全に努めます。

②歴史風土を取り巻く緑

・犬山城周辺をはじめ、東之宮古墳や青塚古墳、尾張富士、大縣神社などの歴史文化資源がある場所は、普遍的な価値があり、自然環境にも優れることから、周辺の緑と一体的に管理し、保全に努めます。

③まとまりのある農用地と生産緑地

・まとまりのある農用地は、農業生産の基盤であるとともに、防災や景観など多面的な役割を担うことから、鉄道駅や幹線道路沿いなど既存ストックを活かした都市的土地利用との調整を図りつつ、無秩序な開発を抑制し、保全・活用に努めます。また、生産緑地は、今後、都市的な活用により減少する可能性があることから、新たな生産緑地を決定するなど市街地の身近な緑の維持に努めます。

④居住・都市機能と緑の調和

・公園緑地や街路樹、学校など公共空間の緑を適切に保全するとともに、住宅地の植栽や工場や駐車場の緩衝緑地など民有地の緑化を促進し、多様な主体が連携・協働を図りながら、居住・都市機能と緑が調和する環境負荷の少ない都市形成を目指します。





2) 安全をつなぐ緑の配置方針

①水源涵養、雨水や土砂流出などの防止機能を有する東部の丘陵地に広がる森林

- ・東部の丘陵地に広がる森林は、良質な水の安定供給の観点から、適切な管理を促進しつつ、土砂の流出、崩壊、その他山地災害を防備する森林は、それらの機能の維持増進を図る森林として整備し、保全に努めます。

②災害時にオープンスペースとして機能する都市公園等

- ・市街地にある都市公園や児童遊園、ちびっこ広場、生産緑地などのオープンスペースは、火災時の延焼遮断帯や身近な避難場所としても機能することから、適切に管理し、保全します。

③大雨の際に雨水の一時貯留機能を持つ広がりのある農地やため池

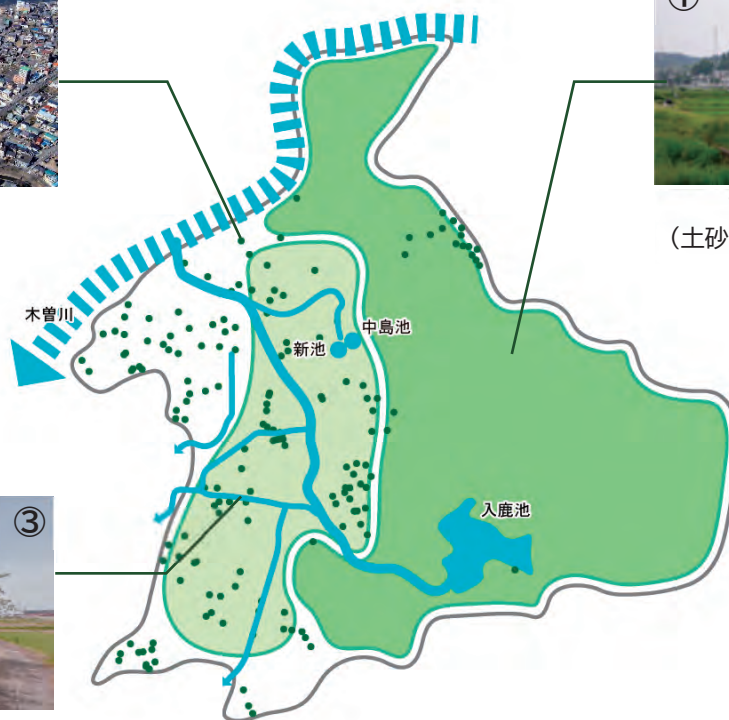
- ・まとまりのある農地は、雨水の洪水調節機能及び貯留機能を持つことから、土地利用との調整を図りながら保全に努めます。また、丘陵地にあるため池も同様の機能を持つことから周辺緑地と一体的に適切に管理します。



内田防災公園



市東部の里山集落
(土砂の流出を防ぐ斜面緑地)



洪水調整機能を有する
河川敷の緑地と農地



3) 情景をつなぐ緑の配置方針

①豊かな自然環境を背景とした郷土景観

・木曽川や東部の丘陵地に広がる雄大な自然のほか、桜並木がある五条川などの河川、入鹿池をはじめ丘陵地帯に数多く分布するため池群、まとまりのある農用地が広がる田園地帯などの緑、自然環境は、地域を代表する郷土景観を形成していることから、適切に管理し、保全に努めます。

②身近な暮らしに息づく郷土景観

・河川沿いの桜並木、集落地周辺にある田園地帯、社寺林や景観重要樹木、国指定天然記念物ヒトツバタゴ自生地などの里山の樹林地は、身近な暮らしに息づく郷土景観であり、生態系への配慮を意識しながら、ゆとりをもたらしてくれる景観資源として管理し、保全に努めます。

③歴史風土が息づく郷土景観

・犬山城をはじめ、江戸時代の町割りを残す城下町の町並みや、東之宮古墳、青塚古墳、尾張富士や大縣神社などの地域固有の歴史文化資源は、それら周辺にある緑とともに、市を代表するランドマークや眺望の視点場となっており、それらの景観資源が埋もれてしまわないよう、地域の歴史情緒を維持します。

④市街地における景観

・商業業務地や工業地、住宅地では、植栽など私有地の緑と公園緑地や街路樹など公共空間の緑が一体となり、地域特性や地域文化との調和に配慮しながら、官民が協力して賑わいやうるおいを感じる質の高い景観形成を目指します。





4) 人をつなぐ緑の配置方針

①自然・レクリエーション拠点

・栗栖地区や入鹿池・八曾地区周辺、木曾川犬山緑地、犬山ひばりヶ丘公園、羽黒中央公園、山の田公園といった規模の大きな公園緑地、市民健康館・里山学センターの周辺は、それぞれの環境や機能に応じて、環境学習や健康づくり、スポーツ、アウトドアなど憩いや学び、遊びといった多彩な交流活動を支える自然・レクリエーション拠点として、多様化するニーズを踏まえながら、官民が連携して活用を進めます。

②桜と緑の拠点

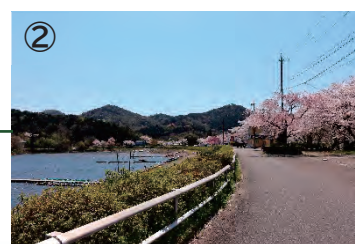
・市民の憩いの場所となるよう中島池を桜の拠点として整備するほか、遊歩道や自然歩道の活用について周知・啓発します。
 ・既存の公園施設を適切に管理・保全しつつ、より一層市民に親しまれる憩いの場の形成を目指します。また、公園緑地が不足している市街地にあっては、地域のニーズを踏まえながら必要に応じて配置を検討します。

③拠点を結ぶ水と緑のネットワーク

・自然・レクリエーション拠点や桜の拠点、緑の拠点などを有機的に結ぶ東海自然歩道や尾張広域緑道をはじめとする里山や河川沿いにある歩道や緑道などは、広域的な交流ネットワークを形成しており、関係機関と連携しながら適切に管理するとともに、利活用を促進します。



① 栗栖園地



② 入鹿池の桜並木



③ 尾張広域緑道



- 木曾川
- その他河川
- 自然・レクリエーション拠点
- 桜の拠点
- 主要な緑の拠点
- 歩道・緑道
- 農地
- 東部の丘陵地
- ため池

4 総合的な緑の配置方針図

緑が持つ環境保全機能、防災機能、景観形成機能、レクリエーション機能の各系統別の緑の配置方針に基づき、総合的な緑の配置方針図を示します。



骨格となる緑		拠点形成する緑		水と緑のネットワーク	
凡例	木曽川	自然・レクリエーション拠点	桜の拠点	主な河川軸	市街化区域
	森林等 (東部の丘陵地に広がる緑)	主要な緑の拠点	代表的な歴史文化資源	主な桜並木	鉄道・駅
	農地等 (まとまりある農地を中心とした緑)	景観重要樹木	その他の公園、児童遊園等	遊歩道や街路樹のある道路	主要道路
	市街地等 (まちなかや集落地等の中にある緑)	指定避難所			行政区域
	土地利用検討エリア				

■ 図 総合的な緑の配置方針図



第6章 目標水準

基本理念と緑の将来像の実現に向けて設定した緑の配置方針を踏まえ、定量的・定性的に目指すべき目標水準を以下に定めます。

設定した目標水準は、計画期間中に取り組む各種施策を推進しながら、計画の目標年次（令和12年度（2030年度））での達成を目指します。

1) 基本目標

目標	従前値 (基準時点)	目標水準 (2030年度)
公園、緑地、農地、山林など様々な「緑」をととても身近に感じている市民の割合	41.4% (2021年)	増加

2) 緑地の保全に関する目標水準

目標	従前値 (基準時点)	目標水準 (2030年度)
農用地内耕作放棄地の面積	6.7ha (2021年)	減少
森林保全のための整備活動への参加者数	334名/年 (2019年)	増加
防災重点農業用ため池の耐震補強対策	11箇所 (2022年)	全ての対策完了

3) 緑化推進に関する目標水準

目標	従前値 (基準時点)	目標水準 (2030年度)
緑化に関するイベント・講座等の参加人数	229名/年 (2019年)	増加
都市公園等オープンスペースの面積	77.0ha (2022年)	増加
木曽川（内田地区）河川空間の再整備	— (2022年)	整備完了
民間活力を導入した公園の再整備等	— (2022年)	1箇所以上



緑地の保全及び緑化推進の施策

第7章 緑の施策

基本理念と緑の将来像の実現に向けて、設定した緑の配置方針に基づく施策の展開を以下に示します。

基本理念	基本方針	配置方針と施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">水と緑、人とが織りなす 心豊かでうるおいあるまち 犬山</p>	<p>基本方針1 未来 につなぐ緑</p>	<p>①木曽川や東部の丘陵地に広がる緑 - 国定公園の維持・保全 - 里山、水辺の保全・活用 - 生物多様性の保全</p> <p>②歴史風土を取り巻く緑 - 歴史的風致の維持・向上</p> <p>③まとまりのある農用地と生産緑地 - 農用地の保全・活用 - 生産緑地の追加・保全</p> <p>④居住・都市機能と緑の調和 - 多様な主体による都市緑化の推進</p>
	<p>基本方針2 安全 をつなぐ緑</p>	<p>①水源涵養、雨水や土砂流出などの防止機能を有する東部の丘陵地に広がる森林 - 東部の丘陵地に広がる森林の保全 - 市民協働による森林の保全</p> <p>②災害時にオープンスペースとして機能する都市公園等 - 災害時に機能するオープンスペースの確保</p> <p>③大雨の際に雨水の一時貯留機能を持つ広がりのある農地やため池 - 洪水被害を抑制・防止する農地の保全 - ため池等の安全性向上</p>
	<p>基本方針3 情景 をつなぐ緑</p>	<p>①豊かな自然環境を背景とした郷土景観 - 木曽川景観の保全・活用 - 東部の丘陵地における自然景観の保全</p> <p>②身近な暮らしに息づく郷土景観 - 田園集落、里山景観の保全 - 景観重要樹木の維持・保全</p> <p>③歴史風土が息づく郷土景観 - 歴史的な町並み景観の形成 - 歴史文化資源と一体となった周辺環境の保全</p> <p>④市街地における景観 - 市街地における景観形成 - 木曽川河畔（内田地区）での新たな賑わいの創出</p>
	<p>基本方針4 人 をつなぐ緑</p>	<p>①自然・レクリエーション拠点 - 自然環境を活かした体験、イベント、講座等の充実 - 都市公園等の活性化</p> <p>②桜と緑の拠点 - 桜の管理と拠点整備 - 都市公園等の維持・確保</p> <p>③拠点を結ぶ水と緑のネットワーク - 木曽川沿いや尾張広域緑道の利活用促進 - 東海自然歩道や河川沿いの遊歩道等の利活用促進</p>



1 具体的な緑の施策

緑の配置方針に基づき展開していく具体的な施策を示します。

基本方針1 未来につなぐ緑



配置方針① 木曽川や東部の丘陵地に広がる緑

施策	施策の方向性
国定公園の維持・保全	○国や県との連携を図りながら飛騨木曽川国定公園（犬山地域）の指定を継続し、栗栖・今井の里山や木曽川、八曾自然休養林、入鹿池などの景勝地を保全します。
里山、水辺の保全・活用	○里山環境の保全のため農業従事者や市民等との協働により適切な維持管理に努め、田園風景との調和を図るとともに、人とひと、人と自然がふれあい、交流する場として活用します。 ○ため池や河川など身近な水辺やビオトープを適切に維持管理するとともに、多様な動植物が生息・生育できる良好な自然、水環境の保全に努めます。
生物多様性の保全	○生物多様性を保全し、次世代に継承するため、犬山里山学センターを拠点とした環境体験学習等の講座やイベントの開催など、市民・事業者へ周知・啓発を図ります。

配置方針② 歴史風土を取り巻く緑

施策	施策の方向性
歴史的風致の維持・向上	○歴史的建造物や地域の伝統文化、祭礼行事等は、それらを取り巻く緑や周辺環境と一体となった歴史的風致の維持・向上を図り、次世代への継承を図ります。

配置方針③ まとまりのある農用地と生産緑地

施策	施策の方向性
農用地の保全・活用	○農業従事者、土地所有者、市民との連携・調整を図り、農用地の保全に努めながら適切な土地利用を図ります。 ○就農者等の育成・支援を行うことで遊休農地の発生を抑制し、老朽化する土地改良施設の適切な維持・保全を図ります。
生産緑地の追加・保全	○市街化区域内の良好な都市環境の形成に役立つ農地を生産緑地に追加するとともに、今ある生産緑地の適正な管理を促します。

配置方針④ 居住・都市機能と緑の調和

施策	施策の方向性
多様な主体による都市緑化の推進	○「あいち森と緑づくり事業」の活用など行政、市民、事業者等の多様な主体が連携し、自己の敷地内における緑化を推進します。

基本方針2 安全をつなぐ緑



配置方針① 水源涵養、雨水や土砂流出などの防止機能を有する東部の丘陵地に広がる森林

施策	施策の方向性
東部の丘陵地に広がる森林の保全	○東部の丘陵地に広がる水源涵養機能や山地災害防止機能を有する緑豊かな森林の適切な保全に努めます。
市民協働による森林の保全	○森林環境譲与税を活用し、市民が行う森林保全のための整備活動を支援します。

配置方針② 災害時にオープンスペースとして機能する都市公園等

施策	施策の方向性
災害時に機能するオープンスペースの確保	○身近な公園緑地や広場等のオープンスペースを一時的な避難や自主防災組織の集合場所に利用するなど、災害の種類に応じた活用を図ります。 ○火災時の延焼遮断帯としての機能を有する公園緑地や広場等のほか、生産緑地など市街地におけるまとまりのある緑の保全に努めます。

配置方針③ 大雨の際に雨水の一時貯留機能を持つ広がりのある農地やため池

施策	施策の方向性
洪水被害を抑制・防止する農地の保全	○河川周辺にまとまって広がる農地は、市街地への浸水抑制や水流を減衰する緩衝帯として機能することから、特に浸水被害が想定される区域での無秩序な土地利用を抑制し、適切に維持・保全を図ります。
ため池等の安全性向上	○農業用施設である防災重点農業用ため池において洪水被害の抑制・防止を目的とした洪水調節機能を持たせる改修や耐震性を向上する対策を県と連携して進めます。



基本方針3 情景をつなぐ緑



配置方針① 豊かな自然環境を背景とした郷土景観

施策	施策の方向性
木曾川景観の保全・活用	○犬山城周辺に見られる緑豊かな自然と木曾川との調和により形成される美しい景観を適切に保全・管理するとともに、対岸からの眺めも意識しながら各務原市との広域連携を推進します。
東部の丘陵地における自然景観の保全	○緑豊かな森林や里山、入鹿池などに代表される自然は、地域の財産であり、各種の法制度などを活用して守り育み、遠方からの眺めに留意した景観形成の維持・向上に努めます。

配置方針② 身近な暮らしに息づく郷土景観

施策	施策の方向性
田園集落、里山景観の保全	○集落の周辺に広がる里山や田園風景、五条川や新郷瀬川沿いに見られる桜並木などの自然景観と、その周辺に残る歴史景観との調和の中で今ある景観を保全し、阻害要因を取り除きつつ、新たな魅力を付加するなど景観の底上げを行います。
景観重要樹木の維持・保全	○地域の良好な景観を守り育む観点から後世に残したい樹木を景観重要樹木に指定することにより、適切に維持し保全します。

配置方針③ 歴史風土が息づく郷土景観

施策	施策の方向性
歴史的な町並み景観の形成	○犬山城下町では、歴史的な趣のある建築物や社寺などにある樹木等の適切な管理に努め、建築物等の修景を進めながら城下町にふさわしい町並み景観を形成します。 ○歴史と緑が調和した町並み景観が埋もれることがないように、建築物の高さや屋外広告物の規制を検討します。
歴史、文化資源と一体となった周辺環境の保全	○ランドマークとなる歴史文化資源の周辺にある樹林地等の環境は、その価値や魅力の維持に影響するため、それらを一体的に保全・管理し、景観を阻害する要素は、その改善等に努めます。 ○案内板や公共施設の整備は、周辺環境との調和に配慮します。

配置方針④ 市街地における景観

施策	施策の方向性
市街地における景観形成	○駅周辺や幹線道路沿いの地域では、賑わいのある活気に満ちた景観形成を進めるとともに、住宅地や工業等の敷地内では地区計画制度を活用するなど緑化を促し、道路、公園など公共空間と一体となった質の高い、うるおいある景観形成を図ります。
木曾川河畔（内田地区）での新たな賑わいの創出	○木曾川の良好な景観を活用した居心地がよく、歩きたくなるウォーカブルな空間を形成し、新たな賑わいを創出します。

基本方針4 人をつなぐ緑



配置方針① 自然・レクリエーション拠点

施策	施策の方向性
自然環境を活かした体験、イベント、講座等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○栗栖地区や入鹿池周辺の自然環境を活用し、アウトドアや自然体験、スポーツ観光、ツーリズムなどのイベント開催等を多様な主体が連携して取り組みます。 ○市民健康館や里山学センターを中心に、周辺の里山などを活かした健康づくりや環境学習講座等を市民が参加しやすい工夫を講じながら充実を図ります。
都市公園等の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○官民連携を行うことで魅力が向上する可能性が高い公園緑地において、アウトドアやアーバンスポーツなどができる施設、飲食等の便益施設など、公園利用の多様化するニーズに対応した改修や再整備を民間事業者との対話を踏まえて進めます。 ○指定管理者制度を導入している羽黒中央公園は、市民のスポーツ、レクリエーション活動の支えとなる施設として、その機能や利便性の充実を図ります。

配置方針② 桜と緑の拠点

施策	施策の方向性
桜の管理と拠点整備	<ul style="list-style-type: none"> ○道路や河川沿いなどにある桜は、生育する場所に応じ、倒木などによる被害が生じないように安全性を最優先に景観に配慮した維持管理を行います。 ○中島池周辺においては、既存の桜を適切に維持管理し、桜の拠点として新たな憩いの場の形成に向けた取り組みを進めます。
都市公園等の維持・確保	<ul style="list-style-type: none"> ○市民協働など地域の力を活かした身近な公園緑地の維持管理に努め、住民の公園に対する愛着を高めます。 ○公園緑地が不足する市街地においては、地区計画や民間開発による都市公園等の確保を進めます。

配置方針③ 拠点を結ぶ水と緑のネットワーク

施策	施策の方向性
木曾川沿いや尾張広域緑道の利活用促進	○木曾川沿いの遊歩道やサイクリングロード、尾張広域緑道は、国や県、関係市町と連携を図りながらコースマップを作成するなどPR活動を行い、広域的な利活用を促進します。
東海自然歩道や河川沿いの遊歩道等の利活用促進	○河川沿いや里山にある遊歩道、自然歩道は、自然と触れ合う場として、県と連携しながら案内板やトイレなど施設等の整備、管理を行うとともに、ウォーキングマップやガイドマップによるPR活動を行い、市民の交流や健康づくりに繋がります。



2 重点施策

計画期間中に重点的に取り組む施策として、以下の取り組みを推進します。

重点施策①

農業の担い手確保・育成

- 認定農業者等への農地集積・集約の促進や規模拡大に必要な支援の実施
- 小規模農家や新規就農者等の担い手確保・育成に向けた農業講座の実施など各種支援の実施



重点施策②

防災重点農業用ため池の耐震補強対策等

- 人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある防災重点農業用ため池の耐震補強対策
- 都市化の進展や遊水機能のある農地の減少などにより不足する排水能力を改善するための水路改修



施工例

重点施策③

木曽川河川空間活性化（内田地区）

- かつて日本八景に選ばれた木曽川河畔の価値の再構築・創造を目指した歩行空間の再整備
- 再整備に向けた現況調査やワークショップ、実証実験の実施
- プレイスメイキング、エリアマネジメントの導入



イメージ

重点施策④

都市公園等の魅力向上に向けた官民連携

- 官民対話を通じた対象公園のポテンシャル把握、実現可能な事業スキームの検討
- プロポーザルによる事業者公募の実施
- Park-PFIや設置管理許可制度等による民間活力を導入した公園施設の再整備





緑の基本計画の実現に向けて

第8章 実現化方策

1 基本方針等の実現に向けた取り組み

(1) 市民・事業者等との連携による取り組みの推進

計画の実現に向けて設定した緑地の保全及び緑化推進の施策を着実に推進し、緑の保全と創出をするために、市民や事業者など様々な主体が個々に取り組むだけでなく、それぞれがお互いに連携しながら取り組みを進めます。

(2) 国・愛知県等との連携による取り組みの推進

緑は公園・緑地だけではなく、森林や河川、道路の街路樹など多岐にわたり、本市だけでなく、国や県にも協力を求める必要があります。本計画に掲げる施策を着実に実行するため、国や愛知県など関係機関や近隣都市との連携を図りながら計画を推進します。

(3) 各主体の役割を明確にした取り組みの推進

市民・事業者等は身近な緑の保全と創出に努め、行政が進める取り組みに協力していきます。行政は、組織横断的に関係各課と連携し、計画目標の達成に向けて着実に取り組みを推進していきます。また、市民・事業者等への活動支援と意識啓発を促進します。

2 計画の進捗管理

本計画は、犬山市都市計画マスタープランと連動した進捗管理により点検、評価及び見直しを実施します。



參考資料

1 策定体制

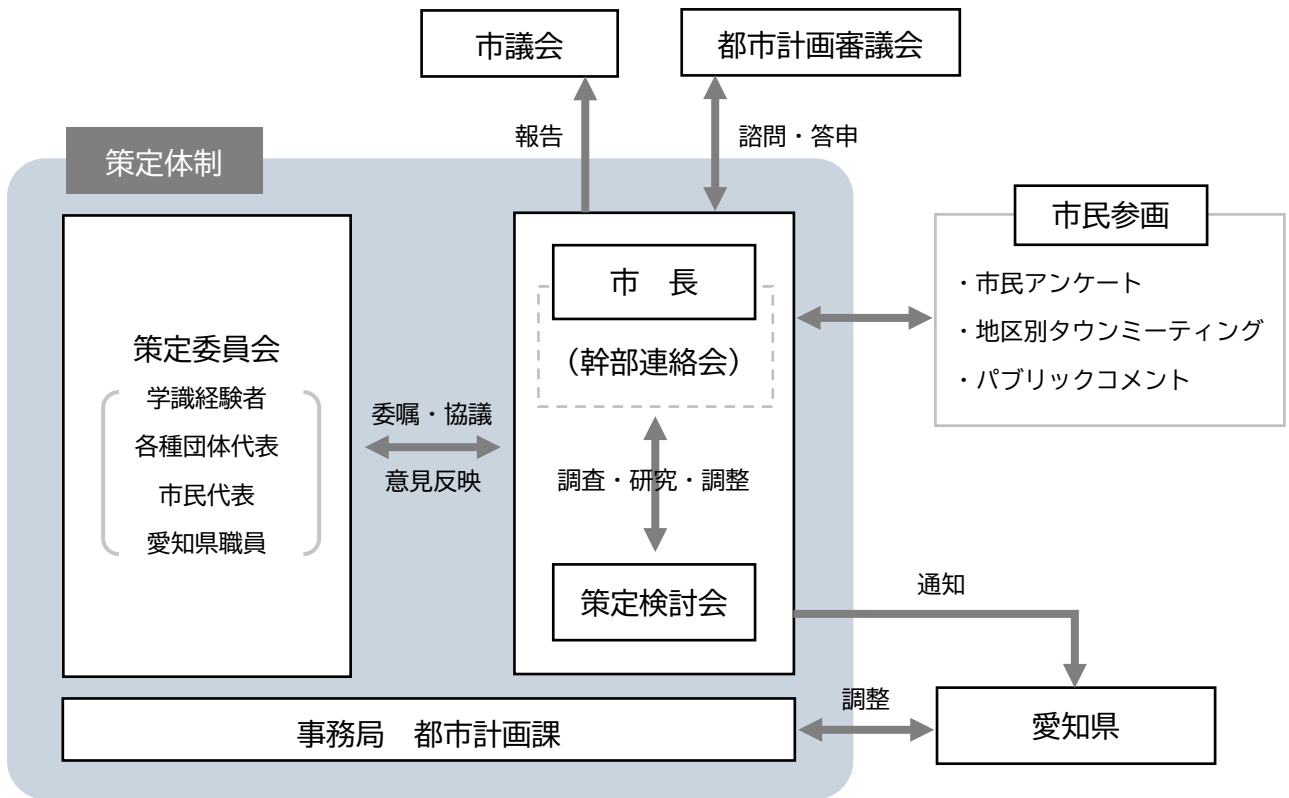
1) 策定期間

令和3年度（2021年度）～令和4年度（2022年度）

2) 体制図

本計画は、市の職員により構成する「策定検討会」で原案を検討し、学識経験者、各種団体代表、市民代表等により構成する「策定委員会」の意見、助言等を踏まえながら策定を進めました。

このほか、市民の意見を反映するため、市民アンケート、地区別タウンミーティング、パブリックコメントを実施しています。



■図 策定体制

3) 策定委員会

犬山市都市計画マスタープラン等策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市都市計画マスタープラン等策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 専門知識を有する団体に所属する者
- (3) 市民を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(会長)

第3条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 委員会は、専門的な事項を協議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 専門部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、専門部会の構成員のうちから会長が指名する。
- 5 部会長は、その専門部会の会務を総理する。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する専門部会の構成員がその職務を代理する。

(専門部会の招集及び議事)

第6条 専門部会の会議（以下この条において「会議」という。）は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 専門部会は、その構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 専門部会は、必要があるときを認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 5 部会長は、専門部会の協議が終了したときは、当該協議の結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は令和3年4月1日から施行する。

■犬山市都市計画マスタープラン等策定委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	所属等	役職等	氏名	備考
学識経験者	大同大学工学部建築学科土木・環境専攻	教授	嶋田 喜昭	◎
	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科	教授	鈴木 温	○
	京都府立大学生命環境科学研究科	准教授	荒木 裕子	
専門知識を有する団体に所属する者	犬山商工会議所	副会頭	丹羽 良仁	
	愛知北農業協同組合	理事	板津 勝久	
	愛知県宅地建物取引業協会 北尾張支部	支部長	斉木 良二	
	犬山市社会福祉協議会	会長	松浦 英幸	
	犬山市小中学校 PTA 連合会	城東小学校 PTA 会長	谷 繁祐樹	
	名古屋鉄道株式会社	経営戦略部長	鈴木 武	R 3
	名古屋鉄道株式会社 地域活性化推進本部	まちづくり推進部長	高見 茂宏	R 4
市民を代表する者	令和3年度犬山地区町会長会	町会長	長岡 茂	
	令和3年度城東地区町会長会	町会長	服部 章二	
	令和3年度羽黒地区町会長会	町会長	今枝 稔幸	
	令和3年度楽田地区町会長会	町会長	金山 光烈	
	令和3年度池野地区町会長会	町会長	岡田 隆正	
関係行政機関の職員	愛知県都市・交通局 都市基盤部都市計画課	課長	小井手 秀人	R 3
			木村 昌博	R 4
	愛知県都市・交通局 都市基盤部公園緑地課	課長	稲吉 豊治	R 3
			北川 善己	R 4
	愛知県一宮建設事務所	企画調整監	稲垣 政行	R 3
			諸戸 健一	R 4

備考欄 ◎は会長、○は会長職務代理、R 3は令和3年度の委嘱委員、R 4は令和4年度の委嘱委員

■事務局 名簿

所属	役職	氏名	
		令和3年度	令和4年度
都市整備部	部長	森川 圭二	森川 圭二
	次長	飯吉 勝巳	飯吉 勝巳
都市整備部 都市計画課	課長	高木 誠太	高木 誠太
	課長補佐	伊藤 修	伊藤 修
	主査	服部 典幸	服部 典幸
	主事	今枝 龍希	今枝 龍希

2 策定過程

1) 策定委員会

開催日・場所		議題	参加人数
第1回	令和3年8月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・犬山市都市計画マスタープラン等の策定方針について ・市民アンケート調査について 	委員 16名
	犬山市役所2階 201・202・203会議室		事務局 6名
第2回	令和3年11月26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的課題の整理 (都市計画マスタープラン・緑の基本計画) 	委員 16名
	犬山市役所2階 201・202・203会議室		事務局 6名
第3回	令和4年2月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・犬山市都市計画マスタープラン 全体構想(案) ・犬山市緑の基本計画 基本理念・基本方針(案) 	委員 17名
	犬山市役所2階 205会議室		事務局 6名
第4回	令和4年6月1日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・犬山市都市計画マスタープラン(素案)全体構想まで ・犬山市緑の基本計画(素案)基本理念と基本方針まで ・今年度に検討する事項について 【都市計画マスタープラン】地域別構想等 【緑の基本計画】緑地の保全及び緑化推進の施策等 	委員 16名
	犬山市役所2階 205会議室		事務局 6名
第5回	令和4年8月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・犬山市都市計画マスタープラン 地域別構想等(案) ・犬山市緑の基本計画 緑地の保全及び緑化推進の施策等(案) 	委員 17名
	犬山市役所2階 205会議室		事務局 6名
第6回	令和4年12月13日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・犬山市都市計画マスタープラン(素案) ・犬山市緑の基本計画(素案) 	委員 16名
	犬山市役所2階 205会議室		事務局 6名
第7回	令和5年2月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・犬山市都市計画マスタープラン及び犬山市緑の基本計画(案)の答申について 	委員 14名
	犬山市役所2階 205会議室		事務局 6名

3 市民アンケートの実施概要

1) 調査趣旨

市の目指すべき都市の姿やまちづくり、都市計画の基本的な方針となる都市計画マスタープランを改定するとともに、これに合わせた緑の基本計画及び立地適正化計画の策定に向け、市民のニーズなどを反映するためアンケート調査を実施しました。

2) 調査対象及び調査方法

項目	内容
調査対象	犬山市に居住する 18 歳以上の市民
配布数	3,000 通
抽出法	無作為抽出（地域ごとの人口に応じた比例配分）
調査方法	郵送配布、回収は郵送と web を併用
調査時期	令和 3 年 9 月 17 日～10 月 1 日
調査地域	市内全域

3) 配布数及び回収結果

配布票数	3,000 票
回収票数	1,417 票（郵送：1,033/web：384）
回収率	47.2%

4 地区別タウンミーティングの開催概要

1) 開催趣旨

地区別タウンミーティングは、市内5地区（会場）において「10年後、なったらいいね！こんなまち」と「自らできること」の2つのテーマを基に、参加者（市民）からまちづくりのアイデアや提案などを出していただき、都市計画マスタープラン等を検討する際に参考としました。

2) 開催概要

地区	開催時間	開催場所	参加者数
犬山地区	令和3年10月9日（土） 14：00～16：00	市役所2階205会議室	32名
城東地区	令和3年11月3日（祝・水） 14：00～16：00	城東地区学習等供用施設 集会室	19名
羽黒地区	令和3年10月30日（土） 14：00～16：00	エナジーサポートアリーナ 多目的室ABC	24名
楽田地区	令和3年10月24日（日） 10：00～12：00	楽田ふれあいセンター 多目的ホール	21名
池野地区	令和3年10月9日（土） 10：00～12：00	池野老人憩の家 集会室	13名

5 パブリックコメントの実施概要

1) 実施趣旨

本計画の素案について、犬山市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、策定過程における市民等からの最終的な意見を聴く機会として、次のとおりパブリックコメントを実施しました。

2) 実施概要及び実施方法

項目	内容
募集対象	犬山市都市計画マスタープラン及び犬山市緑の基本計画（素案）
募集期間	令和5年1月25日(水) ～ 令和5年2月8日(水)
対象の閲覧 (掲載) 場所	(1) 市役所本庁舎1階（市民プラザ） (2) 都市計画課窓口(本庁舎2階) (3) 各出張所(城東・羽黒・楽田・池野) (4) 市立図書館 ※各施設での閲覧時間 午前8時30分～午後5時15分 (土日・祝日を除く。図書館は閉館日を除く開館時間内) (5) 犬山市ウェブページ
意見の提出方法 及び提出先	(1) 電子メールの場合：080100@city.inuyama.lg.jp (2) F A Xの場合 : 0568-44-0366 (3) 郵送の場合 : 〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑 36 番地 (4) 窓口へ直接提出の場合 ①都市計画課 ②各出張所 (午前8時30分～午後5時15分。土日・祝日を除く。)
意見提出時の 留意点	(1) 住所、氏名（法人等団体の場合は、所在地、法人名等）を記入の上、 上記方法で提出（匿名の場合は無効） (2) 記入用紙以外での提可（住所、氏名は必須） (3) 電話や口頭による意見・提案は受付不可
意見の取扱	寄せられた意見は、取りまとめの上、市の考え方を示して、市ホームページ及び都市計画課窓口にて公表（住所・氏名などの個人情報を除く）。 また、意見の提出者に対する個別の回答は行わない。

3) 実施結果

寄せられた意見	なし
---------	----

6 用語解説

用語	解説
あ行	
アーバンスポーツ	スケートボードや BMX（自転車競技）などの都市型スポーツ
ICT	Information & Communications Technology の略称。情報通信技術と訳される。
あいち森と緑づくり事業	愛知県が平成 21 年度から導入した「あいち森と緑づくり税」等を財源とした、森林、里山林、都市の緑を整備・保全する事業
空き家バンク制度	空き家の賃貸・売却を希望する所有者の物件情報をホームページ等で公開し、空き家の利用希望者との橋渡しを行う制度
インフラ施設	道路、鉄道、公園、上下水道、河川など、生活や経済活動の基盤を形成する施設
ウォーカブル	居心地が良く、人中心の歩きたくなるまちの様子
雨水貯留施設	洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために、雨水や下水などを一時的に貯める施設のこと。ダム・遊水池・調節池など
SNS	Social Networking Service(Site)の略称。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）
SDGs	Sustainable（持続可能な）Development（開発）Goals（目標）の略称。国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2016 年から 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。包括的な 17 の目標と、その下にさらに細分化された 169 のターゲットで構成
NPO	非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民等の団体
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者などによる主体的な取り組み
か行	
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
街区公園	都市公園のひとつで、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とした公園
開発許可	都市計画法による、開発行為をしようとする者が受けなければならない許可のこと。
環境負荷	地球環境の正常な維持に負担を与えるマイナスの影響。人的要因によるものと自然発生的な要因によるものがあり、本計画では、主として都市化に伴い人的に発生するもの（廃棄物、公害、土地開発、干拓、人口増加など）を指す。

用語	解説
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地
幹線道路	都市の骨格を形成し、都市内の主要な交通発生源を相互に結び、大量の交通を効率的に処理する機能を担う道路
既存ストック	本計画では、これまでに整備された鉄道や道路といった都市基盤、建築物等の蓄積を指す。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に基づき、関係市長の意見を聴いて、愛知県知事が区域を指定した崩壊するおそれのある急傾斜地
狭あい道路	救急車や消防車などの緊急車両の交通や災害時の避難行動に支障となる幅員が4 mに満たない狭い道路
近隣公園	都市公園のひとつで、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とした公園
グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方で、米国で発案された社会資本整備手法、概念
計画規模（L1）	洪水を防ぐための計画を作成するとき、被害を発生させずに安全に流すことのできる洪水の大きさ（対策の目標となる洪水の規模）のこと。
景観重要樹木	景観法に基づき、景観計画区域内において特に良好な景観を形成している樹木を適正に保全していくために指定するもの。
交通結節機能	鉄道や路線バスなどの複数の同種あるいは異なる交通手段を相互に連絡する機能のこと。
公園誘致圏	都市計画運用指針における誘致距離の望ましい基準（街区公園 250 m、近隣公園 500m、地区公園 1 km）を基にした圏域
高次都市機能	広域から多くの人を呼び込む都市機能
コミュニティ機能	地域住民が集まり交流できる機能
さ行	
GIS	Geographic Information System の略称。地理情報システムと訳され、位置情報を総合的に管理・加工し、視覚的に表示する技術
市街化区域	都市計画区域のうち既に市街地が形成されている区域のほか、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。用途地域などを定め、秩序ある市街地形成を図るとともに、市街化を促進する都市施設を定め、市街地開発事業などによって整備、開発を積極的に進めるべき区域とされている。
市街化調整区域	都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域であり、市街化調整区域内では、原則として、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めないものとされている。

用語	解説
施設緑地	主に国または地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じた公園形態をつくり公開する緑地のこと。都市公園法に基づいた「都市公園」と「公共施設緑地」、「民間施設緑地」に区分される。
指定管理者制度	多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることを目的に、2003年の地方自治法の一部改正により、従来の管理委託制度に代わって創設された制度
シティプロモーション	自治体が都市のイメージや知名度を高めることにより、都市の活性化や人口の増加が図られることを目指し、都市の魅力を内外に効果的・戦略的に発信すること。
市内総生産	1年間に市町村内の経済活動によって新たに生み出された付加価値の総額
社会移動率	特定の時期及び場所における転入者と転出者の差を表す比率
社寺林	神社やお寺の敷地内に成立している森林
住区基幹公園	街区公園、近隣公園、地区公園のこと。
出生率	一定の人口に対するその年の出生数の割合をいい、例えば、人口1000人あたり、年間の出生数などで表す。
循環型社会	廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス(SARS-CoV-2(サーズコブツー))がヒトに感染することによって発症し、2019年に初めて発生が確認された新興感染症。日本を含む世界各地で流行し、頭痛・高熱・倦怠感・肺炎などインフルエンザに似た症状を呈する。
森林環境譲与税	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている税金のこと。
水源涵養	森林に降り注いだ雨水が徐々に地中にしみこみ、地下水となって徐々に蓄えられることで洪水や渇水を緩和し、水を供給する水源を育むこと。
生産緑地	生産緑地法に基づき、市街化区域内の土地のうち、面積や営農状況など一定の要件を満たす土地の指定制度(生産緑地地区制度)に沿って、自治体より指定された区域。一定期間農地以外への転用は規制されるとともに、固定資産税が農地として課税される。
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。

用語	解説
世界かんがい施設遺産	かんがい（農地に外部から人工的に水を供給すること）の歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資するため、歴史的なかんがい施設を国際かんがい排水委員会が認定・登録する制度
セットバック	都市計画区域内で建築物を建てる場合、建築基準法上の制限に基づき道路の幅員を確保するため後退して建築すること。
想定最大規模（L2）	現状の科学的な知見や研究成果等を踏まえて想定しうる最大規模のこと。
た行	
代表交通手段	いくつかの交通手段を乗り換えた場合の主な交通手段のこと。
多自然居住	自然環境豊かな地域において、都市と農山漁村との住民の交流や一時滞在・定住により、自然と共生する、ゆとりある新たなライフスタイルの実現を目指すもの。
地域制緑地	都市緑地法や都市計画法といった法令等により指定される緑地のこと。
地域旅客運送サービス	地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における旅客の運送に関するサービス
地区計画	地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図るために必要事項を定める地区レベルの都市計画。地区の目標将来像を示す「地区計画の方針」と、区画道路の配置や建築物の建て方のルール等を定める「地区整備計画」で構成され、住民等の意見を反映して、その地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めることができる。
地区公園	都市公園のひとつで、主として地区（3～5の近隣単位が集合した地区）の利用に供することを目的とした公園
ちびっこ広場	児童の健康増進と情操を豊かにすることを目的に、ブランコ・すべり台等の遊具を設置した児童の遊び場のこと。
長寿命化	建物や建築設備、都市基盤施設の構造物について、計画的な改修を行うことにより使用期間を延ばす取組のこと。
低・未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称
DID	国勢調査において設定される統計上の地区であり、市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km ² 以上の地区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。都市において人口が特に集中している範囲を示す。

用語	解説
低炭素化	温室効果ガスの排出量を抑えること。
デマンド型	その時々需要に応じて運行形態を柔軟に変化させること。
テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
特定外来種	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定された生物
特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区
都市機能	都市において生活を営むうえで必要な機能。「居住機能」「工業生産機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」等
都市基盤	道路、鉄道、公園、下水道、河川など、生活や経済活動の基盤を形成する施設に、宅地を加えたものの総称
都市計画区域	都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件等を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発し、及び保全する必要がある区域を指定するもの。本市では全域が都市計画区域となる。
都市計画道路	都市計画に定められた道路のこと。
都市公園	都市計画施設である公園・緑地で、地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園・緑地、又は国が設置する都市計画施設である公園・緑地
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ規定される土砂災害の恐れがある区域
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市環境の向上を図るために設けられる緑地
都市林	1993年の都市公園法施行令の改正により新たな都市公園として加えられた、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園
土地区画整理事業	公共施設が未整備な地域などにおいて、ある一定の区域を定めて、その区域内のそれぞれの土地から道路や公園などの公共施設用地や事業費に充当することにより、残りの土地の利用価値を高め、健全な市街地を整備すること。
な行	
二地域居住	都市部と地方部に2つの拠点をもち、定期的に地方部で過ごし、仕事したりするライフスタイルのこと。

用語	解説
日本八景	新日本八景ともいう。1927（昭和2）年に鉄道省が東京日日新聞と共同で選定した日本の代表的景勝地。狩勝峠・十和田湖・華厳滝・上高地・木曾川・室戸岬・別府・雲仙の8つが選定された。
ニューノーマル	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を受けて変化した、テレワークやオンライン会議の普及など、私たちの新しい生活様式や働き方などのことを指す。
認定農業者	深刻化する農業の担い手不足に対処するため、効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲と能力のある農業者を重点的に支援することにより、担い手を育成・確保を図るもの。
は行	
Park-PFI	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法
PPP	Public Private Partnershipの略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。指定管理者制度や包括的民間委託、PFI（Private Finance Initiative）など、様々な方式がある。
ビオトープ	自然にある森や林、湖や池のように、いろいろな種類の生き物が、自分の力で生きていくことのできる自然環境を備えた場所
プレイスメイキング	都市空間の魅力の増進として、居心地を良くし、賑わい・活気を創出すること。
プロポーザル	業務の受注者を選定する際に、複数の者から目的物に対する企画を提案してもらい、その中から企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約の候補者として選定する方式
保安林	水源涵養や土砂流出防止、土砂崩壊防止などの自然災害の防止など、公益的な目的で伐採や開発に制限を加える森林のこと。
防災重点農業用ため池	農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるもの。
保水機能 （保水・遊水機能）	保水機能とは、防災調整池などにより流域内において雨水を一時的に浸透・貯留する機能のこと。
ポストコロナ時代	新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いた後の世界のこと。
ポテンシャル	潜在的な可能性のこと。

用語	解説
や行	
遊水機能 (保水・遊水機能)	河川沿いの田畑等において雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のこと。
優良田園住宅制度	「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」に基づくもので、農山村地域、都市の近郊その他の良好な自然的環境を形成している地域における、一定の基準を満たした一戸建ての住宅のこと。 本市では、一定の基準等を示した「犬山市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」に適合することで、市街化調整区域にも新たに住みたい人の住宅の建築が可能となる。
優良農地	集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地、農業生産性の高い農地など良好な営農条件を備えている農地のこと。
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）
ら行	
ランドマーク	大規模で人の目に触れやすい自然物もしくは人工物で、都市や地区など、その場所を象徴するシンボリックなもの。
立地適正化計画	市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン
流下能力	河道で安全に流下させることが可能な洪水流量のこと。
緑地協定	都市緑地法に基づき、良好な住環境を創っていくため、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するもの。協定には2種類あり、都市緑地法の45条に基づくものは、既にコミュニティの形成が行われている地区において、そして同法54条によるものは、宅地開発事業において分譲を受けた者が緑地協定に従うもの。
わ行	
ワークライフバランス	「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

犬山市都市計画マスタープラン・緑の基本計画

【発行日】 令和5年3月

【問合せ先】 犬山市 都市整備部 都市計画課

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36

TEL 0568-61-1800 (代表), 0568-44-0330 (直通)

FAX 0568-44-0366

E-mail 080100@city.inuyama.lg.jp

HP <https://www.city.inuyama.aichi.jp>



都市計画マスタープラン
緑の基本計画
令和5年3月

犬山市都市整備部都市計画課
484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36
TEL:0568-44-0330(直通) FAX:0568-44-0366
E-Mail:080100@city.inuyama.lg.jp
HP <https://www.city.inuyama.aichi.jp>
